

官報

号外 平成二十七年四月二十四日

○第百八十九回国会 衆議院会議録 第二十号

平成二十七年四月二十四日(金曜日)

議事日程 第十四号

平成二十七年四月二十四日

午後一時開議
第一 電気通信事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 電気通信事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)、地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議
○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 電気通信事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、電気通信事業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。総務委員長榊屋敬悟君。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔榊屋敬悟君登壇〕

○榊屋敬悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、電気通信事業の公正な競争の促進、電気通信役務の利用者及び有料放送の役務の国内受信者の利益の保護等を図るため、電気通信事業の登録の更新に関する制度の創設、電気通信役務及び有料放送の役務の提供に関する契約の解除並びに本邦に入国する者が持ち込む無線設備を使用する無線局に係る規定の整備等を行うものとするものであります。

本案は、去る四月十五日日本委員会に付託され、十六日高市総務大臣から提案理由の説明を聴取

し、二十一日から質疑に入り、昨日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第二、競馬法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。農林水産委員長江藤拓君。

競馬法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔江藤拓君登壇〕

○江藤拓君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における競馬をめぐる情勢の変化に鑑み、海外において実施される特定の競馬の競走について、日本中央競馬会等が勝馬投票券を発売できることとする等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月十七日参議院から送付され、同月二十一日日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、翌二十二日農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十三日常疑を行いました。質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)、地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、地域再生法の一部を改正する法律案及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣石破茂君。

〔国務大臣石破茂君登壇〕

○国務大臣(石破茂君) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、地域再生法の一部を改正する法律案及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

地方分権改革は、地域がみずからの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマであります。

本法案は、平成二十六年から新たに導入いたしました地方分権改革に関する提案募集方式に基づく地方公共団体の提案等を踏まえ、本年一月に閣議決定した対応方針に基づき、地方公共団体への事務、権限の移譲、義務づけ、枠づけの見直し等を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、住民に身近な行政を地方公共団体が主体的かつ総合的に広く担うようにするため、農地転用の権限移譲を初めとして、国から地方公共団体または都道府県から指定都市等への事務、権限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととしたしております。

第二に、地方がみずからの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務づけ、枠づけの見直し等を行うこととし、関係法律の改正を行うこととしたしております。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に関し必要な経過措置について規定するとともに、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしたしております。

次に、地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高くなっております。このため、人口減少を克服し、地方創生をなし遂げることが喫緊の課題となっております。

こうした課題を解決し、地方において、仕事人が呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、町の活力を取り戻し、人口減少と経済縮小の悪循環を断ち切るための政策パッケージとして、政府は、昨年末に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定したところであります。

この法律案は、同戦略を踏まえ、各種生活サービス機能の提供を維持するコンパクトビレッジ、いわゆる小さな拠点形成することにより、中山間地域等における持続可能な地域づくりを推進するとともに、地方への本社機能の移転を含む企業の地方拠点の強化を行うことにより、地方での安定した良質な雇用を確保するために提出するものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、次の措置を追加することとしたしております。

第一に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成並びにこれに基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び認定事業者に対する課税の特例等を追加することとしたしております。

第二に、地域再生土地利用計画の作成並びにこれに基づく農地等の転用等の許可及び開発許可の特例等を追加することとしたしております。

また、地域再生の担い手となる地域再生推進法人として指定できる法人の範囲を拡大することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

次に、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国が取り組むべき重要な課題は、成長戦略の着実な実行を図り、その効果を全国に波及させていくことにあります。そのためには、二〇一五年度までを集中取り組み期間としておる国家戦略特区を活用し、国、地方公共団体、民間が一体となり、スピード感を持って規制改革を実行していくことが必要です。

これまで、国家戦略特別区域諮問会議等において、特区ごとに設置する区域会議や全国の地方公共団体、民間からの提案も踏まえ、国家戦略特別区域に係る新たな規制の特例措置等について検討を行うとともに、構造改革特別区域推進本部において、全国からの提案募集を行い、構造改革特別区域に係る新たな規制の特例措置について検討を行ってまいりました。

今般、これらの検討結果に基づき、経済社会の構造改革をさらに推進するため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第三に、出入国管理及び難民認定法の特例として、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国、在留を可能とし、あわせて創業人材について、一定の要件のもとで入国を促進することとしております。

第四に、都市公園法の特例として、保育等の福祉サービスの需要に応ずるため、保育所等の社会福祉施設のための都市公園の占用について、一定の基準を満たす場合に許可することとしております。

第五に、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例として、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を原料とした研究用具の業としての製造を認めることとしております。

このほか、公証人法の特例、医療法の特例、水産業協同組合法の特例、国有林野の管理経営に関する法律の特例、国家公務員退職手当法の特例、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例、外国医師等が行う臨床研修等に係る医師法第十七条の特例等に関する法律の特例、特定非営利活動促進法の特例及び設備投資減税等に関する課税の特例に係る規定を追加するとともに、国及び関係地方公共団体は、外国人等の起業を促進する等のため、外国人等に対し、法人の設立の手續に関する援助を一体的に行うことその他の措置を講ずることとしたしております。

構造改革特別区域法の改正については、道路整備特別措置法の特例として、通行者の利便の増進を図るため、地方道路公社が管理する有料道路の運営権を設定する場合に、民間事業者による当該道路の運営を可能とすることとしておるほか、通訳案内士法の特例に係る規定を追加することとしたしております。

以上が、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、地域再生法の一部を改正する法律案及

び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の趣旨であります。
何とぞ、十分御審議の上、速やかに成り立たしますようお願いを申し上げます。(拍手)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)、地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(大島理森君) たいだいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。黄川田仁志君。

(黄川田仁志君登壇)

○黄川田仁志君 私、黄川田仁志は、自由民主党を代表いたしまして、たいだいま課題となりました地方分権一括法案、地域再生法改正法案及び国家戦略特区法改正法案について質問いたします。(拍手)

人口減少克服と地域活性化を一体として実現する地方創生は、活力ある日本社会を維持するために、国を挙げて取り組まなければならない待ったなしの最重要課題です。

政府は、昨年末に、五十年後に人口一億人程度を確保する長期ビジョン及びその実現に向けた五カ年の総合戦略を策定しました。これらを受け、各地方では、地方人口ビジョン及び地方総合戦略の作成が始まっております。ことは、まさに地方創生元年と言えます。

地方創生によって十分な成果や効果を得るためには、今まで以上に国と地方が危機感を共有し、地方の特色を鑑みた明確な目標を定め、粘り強く継続的に取り組んでいく必要があると考えます。このことは、中山間地域から首都圏地域に至るまで例外はありません。

そこで、まず、地方の多様性を生かした地方創生の目指す姿とはどのようなものか、石破大臣の所見をお伺いします。

次に、第五次地方分権一括法案についてお伺いいたします。

地方創生を進めるためには、個性を生かし自立した地域をふやす必要があると考えます。そのためには、地方の発意と多様性を重視した取り組みが必要であり、地方分権も力強く進めていく必要があります。

地方分権改革は、第四次一括法案の成立により、第一次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告事項に一通り対処したこととなりました。

政府は、昨年から、これまでの委員会による勧告方式にかえて、地方の発意に根差した提案募集方式を導入し、農地の総量確保のための仕組みの充実及び農地転用許可の権限移譲などが実現しております。

今般の第五次地方分権一括法案は、提案募集方式における地方からの提案を踏まえ、国から地方公共団体への事務、権限の移譲や義務づけ、枠づけの見直しをさらに進めるものです。

今回の改正がどのように地方創生に資するのか、石破大臣の御見解をお聞かせ願います。

次に、地域再生法の改正についてお伺いいたします。

地方再生の大きな課題の一つに、人口減少、少子高齢化や地域産業の衰退が顕著な中山間地域等をどのように維持、活性化していくかがあります。

これらの地域では、商店や公共交通などが撤退し、最低限の生活サービス機能の維持すら困難な状況です。

本法案では、厳しい状況にある中山間地域等で、どのような地域づくりを目指す、どのような支援をしようとしているのか、石破大臣よりお答えをお聞かせください。

また、人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方で安定した良質な雇用機会を創出し、特に、若者が地方にとどまることのできる環境を整備する必要があります。このためには、東京二十三区に集中している企業の本社機能の地方への移転や、地方における新增設を促進することが重要であります。

そこで、本法案では、こうした東京二十三区からの本社機能の移転等による地方拠点強化を促進するために、どのように取り組もうとしているのか、石破大臣より御答弁をお願いいたします。

次に、国家戦略特別区域法の改正についてお伺いいたします。

アベノミクスを推進するためには、成長の上で障害となつていっているいわゆる岩盤規制を改革し、全国にその効果を波及させなければなりません。しかし、現実には課題も多く、喫緊に実現できるわけではございません。したがって、国家戦略特区を活用して、スピード感を持った規制改革を実行していくことが必要と考えます。

また、地方のやる気、特性を生かした大胆な規制改革を実現することは、全国の地方創生にとっても非常に重要です。

そこで、まず、石破大臣に、今回の国家戦略特別区域法の改正案の意義をお伺いいたします。

また、規制改革による地方創生を実現するために、新たに、国家戦略特区として、地方創生特区を指定する予定と伺っております。地方創生を成功に導くためには、やる気のある地方の取り組みを、国、民間も含めた三者が一体となって、強力に推進していく必要があると考えます。

石破大臣に、あわせて、地方創生特区を指定する目的、地方創生特区への期待を述べていただきたいと思ひます。

結びに、地域活性化といひましても、地域によつてその目標は異なつてまいります。その地域にとつて、何を達成すれば元氣につながるのか。

このたびの地方創生では、安倍総理、石破大臣、関係閣僚の皆様のリーダーシップのもと、地方の発意と多様性を十分に鑑み、これまでになく、多種多様な元氣を日本じゅうに生み出したい、いただきたい。そして、我が国の持続可能な経済成長を力強く牽引していただきたいと思つております。

私も、責任政党自由民主党の一員として、政府と一体となつて地方創生の実現に全力で取り組んでまいることをお約束し、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣石破茂君登壇)

○国務大臣(石破茂君) 黄川田議員からは、合計六問頂戴をいたしました。

まず、地方の多様性を生かした地方創生の目指す姿についてお尋ねであります。

地方創生の取り組みは、経済の好循環を全国津々浦々まで届けることに、その好循環を支える町に活力を取り戻し、人々が安心して生活営み、子供を産み育てられる社会環境をつくり出すことを目指すものであります。

東京圏の人口集中、過密の是正は、地方の人口減少問題だけではなく、東京圏自身が現在抱える、住宅価格が高い、待機児童が多いなどといった課題に加え、二〇二五年以降、大都市圏、特に東京圏において、高齢化に伴う医療、介護、住まいなどの問題が極めて深刻な事態となること、ほぼ確実とされており、こうした問題に対処する上でも必要なことであります。

こうした認識のもと、昨年末の長期ビジョンにおきまして、地方創生を進めるに当たりましては、地方と東京圏がパイを奪い合うゼロサムではなく、地方と東京圏がそれぞれの強みを生かし、日本全体を牽引していくプラスサムでなければならぬと、東京圏については、今後は、日本のみならず世界をリードする国際都市として、ますます発展していくことを強く期待するところであります。

他方、東京圏においても、その実情は一樣ではなく、地域によつては人口減少や高齢化が進行しているところもあると考えられます。

そのような地域も含め、地方創生の実現のためには、国が地方を変えるのではなく、地方みずからが、地方の実態に応じた処方箋を示し、実行すること、地方がみずから変わっていくことが重要です。

現在、地方公共団体において地方版総合戦略を作成していただいております。国としても、意欲と熱意のある地方公共団体に、情報支援、人的支援、財政支援を実施しておるところであります。

各地方公共団体においては、住民や産官学金労言等の参画を得つつ、地方議会において十分に御議論をいただきながら、地域における創意工夫を結集していただきたいと考えております。

地方創生は息の長い取り組みですが、この流れが不可逆的かつ自律的に動き始めることが重要であります。このため、国は引き続き、意欲と熱意のある地方公共団体の取り組みを、今回の三法案に基づく施策を含め、あらゆる手段によつて支援いたしてまいります。

地方分権についてであります。

地方分権改革は、地域がみずからの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマであります。

地方の発意と多様性を重視した改革を推進するために、平成二十六年から新たな提案募集方式を導入したところ、地方創生、人口減少対策に資する提案が地方から多く寄せられました。

第五次地方分権一括法案は、こうした提案を踏まえ、このうち法律事項について所要の改正を行うものであります。

その内容として、例えば、農地転用許可の権限移譲により、地域の実情に応じた主体的な土地利用に資する、保育所型認定こども園の認定の有効期間の廃止により、認定こども園制度の積極的な

活用を通じた保育体制の充実に資するといったものがあり、地方創生に大きく寄与するものと考えております。

次に、地域再生法改正法が目指す中山間地域における地域づくりとその支援策についてのお尋ねであります。御指摘のように、中山間地域等は、人口減少、高齢化の大変厳しい状況にあります。しかし、そうであっても、地域の多くの住民がそこに住み続けたい、先祖伝来の田畑を守っていきたくといった意向を有しており、人々が長年住んでいふるさとをどのように支えていくかを考えることが重要であります。

このため、地域再生法改正法案では、日常生活に必要なサービスを提供する施設を集約し、周辺集落と交通ネットワークで結ぶコンパクトレゾ、いわゆる小さな拠点形成するために必要な措置を盛り込んでおります。

具体的には、地域住民の合意のもとで、例えば、歩ける範囲で必要なものが手に入り、地域のひととの交流もできるよう、診療所、集会所、保育所、商店、ガソリンスタンドといった生活サービス施設を集約するための措置、周辺集落から農産物の出荷代行等が行えるよう、拠点と周辺集落をつなぐコミュニティバス、デイマンドバス等が、人だけではなく貨物も運べるようにするなど、交通ネットワークを確保するための措置、地域のブランド野菜の栽培や農産物を生かした特産品の生産といった、地域ぐるみの産業振興を可能にするための措置を盛り込んでおります。

このような施策により、各地域がそれぞれの実情等を踏まえ自主的かつ主体的に行う、住民の安心な暮らしを守るための取り組みを支援してまいります。

次に、企業の地方拠点強化に関するお尋ねであります。

御指摘のとおり、東京一極集中を是正し、地方での安定した良質な雇用を確保するためには、東京二十三区に集中している企業の本社機能の地方

への移転や地方における新増設を促進することが重要であると考えており、今回提出させていただいた地域再生法の改正案においては、各地域の計画的、戦略的な企業誘致の取り組みとあわせて、企業を支援する枠組みを整備することといたしております。

その一環として、自治体で作成する企業の地方拠点強化に係る計画に基づき、事務所、研修施設等の本社機能の移転、新増設を行う事業者に対して、オフィス設備に関する設備投資減税や雇用促進税制の特例等の措置を講ずることとしたしております。

また、本社機能の移転や新増設に必要な資金について、民間金融機関からの借り入れまたは社債による事業資金の調達を行う際に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が債務保証を行う制度や、事業者に対して事業税、不動産取得税または固定資産税の軽減措置を行った自治体に対して、その減収額の一部を地方交付税で補填する制度もあわせて講ずることとしております。

本法案に基づく支援措置によつて、事業者の東京からの移転を促す契機とすることで、東京一極集中を是正し、東京から地方への新しい人の流れを生み出すことを目指してまいります。

次に、今回の国家戦略特別区域法の改正案の意義についてであります。国家戦略特区は、いわゆる岩盤規制改革全般について突破口を開き、民間投資を喚起することで経済成長につなげていくものです。

本改正案は、全国各地の熱意ある自治体等から提案された地方創生に資する規制改革事項等を盛り込んでおります。

また、法案に盛り込んだ規制改革事項は、自治体や民間事業者から、過去何年も、類似の規制改革提案がなされてはね返されてきたものがほとんどであり、改革の分野として、医療、福祉、教育などの幅広い分野が含まれております。

これらの措置により、岩盤規制分野にもさらなる

る突破口を開き、新たな産業や雇用が創出されるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 福田昭夫君。

〔福田昭夫君登壇〕

○福田昭夫君 民主党の福田昭夫でございます。質問に先立ち、下村文部科学大臣に対する刑事告発が受理された件について一言申し上げます。現職大臣に対する刑事告発が受理されたのは、極めてゆゆしき事態です。下村大臣は、みずからの疑惑について全く不合理な説明に終始し、答弁も、二転三転どころか五転六転、あぐくの果てには開き直りともれる発言を繰り返すなど、国民に対する説明責任を全く果たしていません。国民が納得する説明ができない以上、みずから進退を考えるべきであります。

以上申し上げ、三法案等について質問に入ります。(拍手)

安倍政権は、その独裁性ゆえに、地方を創生させるどころか、日本を破壊し、国民を不幸に陥れつつあります。その大きな理由は、次のとおりであります。

一つは、我が国は本当に民主主義国家なのか、疑いたくなります。

その具体例は、解釈を変えて集団的自衛権の行使を容認しただけでなく、それを前提に安全保障関連の法律を改正しようとしていることに加え、法案の提出も国会での審議もなしに、日米防衛ガイドラインの改正を米国と協議しようとしていることです。

また、国民の救済が目的の行政不服審査法によつて沖縄県知事の指示を無効にしたことや、政権与党が報道の自由を脅かすようなことをしていることは大変心配であります。

二つ目は、アベノミクスによつて日本が破壊されることです。

確かに、デフレマインドを払拭することには成

功したかもしれませんが、過度の円安政策は日本をためにします。

世界的に著名な投資家ジム・ロジャーズは、円安誘導は最悪です、自国の通貨の価値を破壊すること、地位が下がった国はありません、今はいいが、いずれ大きなツケが回ってくる、安倍総理は日本を破壊させた男として歴史に名を残すでしょうと述べています。

次の世界的な株価大暴落、ブラックマンデーの引き金をアベノミクスが引く可能性が高いと言わざるを得ません。

アベノミクスがなぜだめなのか、私の考え五点と、経済の再生と財政健全化策を申し上げます。

第一に、トリクルダウンがあることを前提にスタートしたこと。

第二に、デフレ脱却が目的なのに、インフレ時の経済を冷ます政策を盛んにやっていること。逆に、経済を温める政策が必要です。

第三に、金融緩和と財政出動の効果の違いがわからないでやっていること。

日銀がマネタリーベースを二百九十兆円に拡大しても、国内で使われなければ効果は薄いのです。この三月末現在で、何と当座預金に百九十八兆円も眠っているのを御存じでしょうか。

第四に、所得税も社会保険料も余り納められず、可処分所得も余らない、年収二百万円以下の非正規雇用を増加させていること。既に、全雇用労働者の四割、二千万人超が非正規雇用者です。

第五に、累進性をフラット化した不公平税制を進めていること。

経済を成長させる要因は、個人消費が六割、設備投資が最大二割とされています。経済を成長させ、財政を健全化させるためには、年収二百万円以下の非正規雇用を縮小させ、中間所得層を最大化すること、全ての税金の累進性を強化して、税収を確保することが大前提です。

同時に、五年から十年の計画的な財政出動で内需を引き出し、経済を成長させ、財政の健全化を

目指すべきです。

既に手おくれかもしれませんが、我が国を破壊させないためには、改革断行国会でアベノミクスを大胆に見直すべきであります。

それでは、質問に入ります。

まず、地方創生の前提となる問題について質問いたします。

一つは、地方創生にとって必要な地方の財源をカットするような動きがあるので、我が国の財政破綻の可能性について伺いたいと思います。

我が国は、経常収支が黒字で、約一千兆円の国債を全て自国の通貨、つまり円建てで発行している、今すぐ財政破綻をする可能性はないと思いますが、いかがですか。

しかし、いわゆる団塊の世代がほぼ現役引退をする十年後までには、経済の再生と財政健全化の道筋をつけなければと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目は、東京一極集中は正の具体策について伺いたいと思います。

東京の魅力が大き過ぎて、具体的には正策なくして地方の創生はあり得ません。例えば、フランスのバリのように、今以上の量的な拡大は認めず、質の向上を目指して国際都市として成長させる。世界一の省エネ、CO₂削減を実現する緑豊かな国際環境ビジネスモデル都市として創造するとか考えるべきであります。そうすることによって、地方創生の多くのメニューが生きてくると思いますが、いかがでしょうか。

次に、第五次地方分権一括法案に関連して伺いをいたします。

今回の第五次地方分権に当たって、政府は地方公共団体等から地方分権の項目を提案募集しました。結果、九百三十五件の提案に対し、提案の趣旨を踏まえて対応するものや、現行規定で対応可能として実施するものが四百九十五件となり、およそ半数が実現することとなりました。当初、提案募集に対する各府省からの第一回答は、千六

十件の提案のうち、実施はたった九件にとどまると聞いています。

時代の趨勢により陳腐化されたもの、長年の規制の歴史の中で意義を失った規制があるのかどうかを各府省みずから検証し、国が必ずしも縛りつける必要のない規制は、積極的に緩和を進めていくか地方の裁量に委ねることを、政治のリーダーシップによって強く進めていく必要があります。

今回、半数ほどの実現にこぎつけたことについて、石破大臣はどのようにお考えなのか。あわせて、今回実現できないものとされた提案を含め、今後どのような分権を進めていくお考えなのか、お聞きをいたします。

次に、農地転用について伺いたいと思います。

今回の農地転用許可に関する権限移譲は、かねてより各自自治体が強く要望しており、各自自治体の実情に応じた機動的な農地転用を行うようにできることは、一定の前進と評価もできます。

しかしながら、もう少し広く、先を見通して法案に向き合い、政策を論じることが必要です。単に農地の転用という一点だけでなく、都市部と農地の土地利用、都市計画、ひいては国土利用について、一体的、戦略的に考える必要があります。

場当たり的で局所的な農地転用が相次ぐことと、もなれば、農業の生産性を下げるばかりか、郊外部の乱開発やスプロール化によって、行政コストの増大など、地方都市の消滅に一層の拍車をかけることもなかりかねません。

長期的、また広域的な観点から、農地の集約化と転用のあり方について、より一層、国もまたリーダーシップを発揮する必要があると思いますが、農林水産大臣のお考えをお聞かせください。

次に、地域再生法改正案に関連し、遊休工場用地の有効活用について伺いたいと思います。

改正案では、都道府県または市町村の地域再生計画申請の際、遊休工場用地活用のため、農工法対象業種以外であっても新たな業種を記入すれば、導入することが可能とされています。

しかし、無制限に業種を拡大すれば、大型ショッピングセンターの誘致などのために農地転用が利用される可能性もあるのではないのでしょうか。

農工法の趣旨を踏まえつつ、優良農地の確保を図るため、本法案の施行、運用において、このような行為を防止するためにどのような措置をお考えか、農林水産大臣の答弁を求めます。

次に、国家戦略特区法等改正案についてお聞きいたします。

全体を通じて、十分かつ慎重な議論を省略し、特区という重箱に安易に何でも無理やり詰め込んだ感があります。その幾つかについてまずこの場で質問いたしますが、特別委員会が審議するならば、各政策事項を所管する委員会委員の審議権を保障するとともに、政府各府省が特別委員会が所管省庁として責任ある立場での答弁対応を行うことを求めます。

外国人家事支援人材の活用について、本法案では、地方自治体等による一定の管理体制のもと、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国、在留を可能にするとしています。

女性の活躍推進が目的とのことですが、働く女性にとって、家事支援を外国人に頼むメリットは何かあるのでしょうか。家事支援を外国人に頼みたいという女性は、人数的にどの程度いるのでしょうか。

また、入国、在留を認める外国人について、地方自治体等による一定の管理体制のもと、家事支援サービスを提供する企業に雇用されていることを条件にしていますが、具体的にどのような企業であれば認めるのか、現時点では決まっていますか。

悪質な事業者が入り込み、外国人を安い賃金で長時間労働させるような事態が起こらないよう、どのような仕組みを想定されているのか、適切な処遇を確保するためにどのような方策を検討して

いるのか、失業した場合の再就職支援をどうするのか、以上について、石破大臣の明快な答弁を求めます。

地域限定保育士の創設についてお聞きします。本案では、保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間二回行うことを促すため、二回目の保育士試験の合格者に、三年間は当該区域のみで保育士として通用する資格を付与するとしています。

保育士不足解消が目的であるならば、約六十万人もいる、保育士の資格を保有しながら保育士業に従事していない潜在保育士対策が急務です。

保育士として従事することを希望しない理由で最も多いのは、低賃金です。平成二十七年年度予算では処遇改善の予算が計上されていますが、それだけは、一般の職種との賃金格差を埋めることはできません。

試験の回数をふやして保育士の数をふやしたところで、待遇が改善されなければ、潜在保育士がさらにふえるだけではないでしょうか。また、地域限定の資格では、資格を取った人から見れば、規制の強化と見ることもできます。

この点、厚生労働大臣のお考えをお伺いいたします。

公立学校の運営の民営化についてお聞きします。

本法案には、現在の学校教育ではグローバル人材の育成や個性に応じた教育ができないかのような理由で、公立学校の民営化が盛り込まれています。しかし、その論拠は全く不明であり、中教審でも何ら議論されていません。

特区だからという安易な考えで学校教育に大きな変更をもたらすことの影響について、この場で国民や保護者が納得できるよう、石破大臣の説明を求めます。

もう一つ行きます。

また、本法案では、高齢退職者が活躍できるよう、シルバー人材センターが、週二十時間では

なく、四十時間の就業についても派遣事業を行うことを可能にするとしています。

働く意欲と体力のある高齢者に働いていただくこと自体は、高齢者の生活の安定、生きがいづくり、労働力不足解消のために重要であると考えます。しかし一方で、高齢者を非正規、低賃金で利用し、若者などの就業を阻害するようなことがあつてはいけません。

法案では、労働力不足が課題となる地域等に限定するとしています。労働力不足が課題となる地域をどのように認定するのか、具体的な基準を厚生労働大臣にお伺いいたします。

日本の再生には、地方の再生が不可欠であることは言うまでもありません。これらの法案が真に地方の再生につながるのか、委員会での審議を通じて、しっかりと十分見きわめていくことを申し上げます、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣石破茂君登壇)

○国務大臣(石破茂君) 福田議員にお答えいたします前に、先ほどの黄川田議員の御質問に補充をさせていただきます。大変失礼をいたしました。地方創生特区を指定する目的、地方創生特区への期待等についてのお尋ねでございます。

地方創生特区は、熱意のある自治体が、規制改革により地方創生を実現できますよう、国家戦略特区をさらに進化させ、手続の簡素化や専門家の派遣など、国が総合的な支援を行うものとして指定をするものであります。

三月十九日の国家戦略特区諮問会議におきまして、地方創生特区の第一弾として、秋田県仙北市、宮城県仙台市、愛知県の三地域を指定したところであります。

これにより、地方創生を規制改革により実現するという新たなモデルが構築され、全国の地方創生をリードすることを期待いたしております。

福田議員にお答えをいたします。四問のお尋ねをいただきました。まず、東京一極集中是正についてであります。

東京圏の人口集中、過密の是正は、地方の人口減少問題だけではなく、東京圏自身が現在抱える、住宅価格が高い、待機児童が多いなどといった課題に加えまして、二〇二五年以降、大都市圏、特に東京圏において、高齢化に伴う医療、介護、住まいなどの問題が極めて深刻な事態となることがほぼ確実とされており、こうした課題に対処する上でも不可欠であります。

したがって、地方創生を進めるに当たりましては、長期ビジョンでも掲げておりますように、地方と東京圏がパイを奪い合うゼロサムではなく、地方と東京圏がそれぞれの強みを生かし、日本全体を牽引するプラスサムでなければなりません。

昨年末に取りまとめた総合戦略では、地方における雇用の創出や移住など、四つの基本目標に対し政策パッケージを設け、それら全てに具体的な成果目標を設定するとともに、その効果を検証するPDCAサイクルを組み込んでおります。

これらを総合的に実施し、地方創生を進めることと、東京一極集中の是正を着実に進めていくことといたしております。

同時に、東京圏が引き続き我が国の成長エンジンとしての役割を果たすとともに、世界をリードする国際都市として発展することが重要と考えており、そうした観点から国家戦略特区に指定するなど、国際都市としての魅力を一層高めてまいります。

次に、提案募集方式についてであります。今回、地方から多くの御提案をいただき、このうち、学識経験者による充実した御審議をいただきました重点事項につきましては八割以上、重点事項以外を含めた新規事項では六割以上について、実現、対応することとし、長年の懸案でありました農地転用許可の権限移譲等を含め、大きな成果を上げることができたと考えております。

地方六団体からも、高く評価するとの声明をいただいております。また、今回実現しなかった提案につきまして

は、具体的な支障が明確に示されていないものや、自治体間に意見の相違のあるものなどがござります。

これらも含め、平成二十七年の提案募集におきましては、国、地方ともに十分な検討、調整期間を設けることができるよう、募集期間を昨年よりも前倒しいたしており、いただいた御提案について一つ一つ丁寧に検討し、政府を挙げて実現を図ることにより、地方の発意に根差した地方分権改革を着実に進めてまいります。

次に、外国人家事支援人材の活用についてであります。

外国人家事支援人材を受け入れ、国家戦略特区内において家事支援サービスの提供を行うことで、就労意欲がありながら、重い家事の負担により社会での活躍が困難であった女性の活躍を推進することが可能となると考えられます。

家事支援サービスについては、事業者からは潜在的な需要があると聞いており、今後、市場規模が拡大すると推計されていることから、サービスの利用ニーズはあるものと考えられます。

外国人家事支援人材の受け入れにつきましては、不正入国、在留を防止することのほか、外国人家事支援人材に対する人権侵害の防止を図ることなど、制度の運営に万全を期する必要があると

す。

このため、政令で定める基準に適合する企業が直接雇用することとしており、関係各府省とともに策定する指針に基づき、関係各省及び地方自治体等と連携して管理体制を構築し、失業した場合の再就職支援策等の御指摘の点も含め、適正に運用をいたしてまいります。

次に、国家戦略特区における公立学校運営の民営化による影響についてであります。

公設民営学校の特例は、国家戦略特区において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成をより効果

的に行うため、学校の管理について民間の知見を活用するものであります。

他方、公設民営学校も学校教育法第一条に基づく学校として、学校の設置は引き続き自治体が行いつつ、学校教育法や学習指導要領等に沿った教育を行うこと等を前提としており、その点ではかの学校と変わらず、学校教育制度を大きく変更するものでもございません。

さらに、自治体は、管理に関する基本的な方針等についての条例を定め、法人の指定に当たっては議会の議決を要することとしており、住民の御理解を得ながら進めていく仕組みとなっております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 現在の財政状況と今後の財政健全化の道筋についてのお尋ねがあつております。

日本では、今までのところ、預金等の潤沢な国内の家計金融資産の存在等を背景に、低い金利水準で安定的に国債が消化をされていきますという、まことに幸運な状態が続いてきておりますのは御存じのとおりです。

しかし、今後、高齢化が進展する中では、こうした幸運な状況がいつまでも続くとは限らず、国に対する信頼が確保できるよう、今のうちから財政健全化にしっかりと取り組む必要がある、我々もそう考えております。

政府といたしましては、経済再生と財政健全化の両立を目指し、団塊の世代が七十五歳になり始める直前の、二〇二〇年度における基礎的財政収支の黒字化目標をしっかりと堅持し、本年夏までに、その達成に向けた具体的な計画を策定してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣林芳正君登壇〕

○国務大臣(林芳正君) 福田議員の御質問にお答えいたします。

農地転用についてのお尋ねがありました。

今回の地方分権改革における都道府県等への農地転用許可権限の移譲に当たっては、優良農地の確保を図りながら地方分権を推進する観点から、農地転用許可基準の見直しは行わないこととしております。

また、都市計画と農業振興地域整備計画との適切な調整を行うことにより、計画的な土地利用を図りつつ、優良農地の確保と担い手への集積、集約化を図られるよう、国としても積極的に取り組んでまいります。

次に、遊休工場用地の有効活用についてのお尋ねがありました。

この特例措置の対象となる遊休工場用地等は、過去に、農工法に基づき整備されたものの、一定期間遊休化している土地であることから、新たに農地転用が行えるものではありません。

また、この特例措置は、地域の産業の現状などを踏まえ、地方公共団体が作成し、農林水産大臣の同意を得て、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に基づき行われる事業を対象とするものであります。

工場用地を意図的に遊休化させ、大型ショッピングセンター等を誘致することは本改正の趣旨に反することから、本特例措置の趣旨、内容について、地方公共団体に対し徹底するとともに、適切な運用に努めてまいります。

以上です。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇〕

○国務大臣(塩崎恭久君) 福田昭夫議員から二問頂戴をいたしました。

まず、地域限定保育士制度についてのお尋ねでございます。

法案に盛り込んでおります地域限定保育士制度は、保育士試験が現在年一回実施されている中、三年間はその地域で働いてもらうことを前提に、二回目の試験を実施することで資格を取得しやすくなるものであり、保育士確保につながるものと期待をしております。

保育士確保のためには、こうした新たな取り組みに加え、本年四月に施行された子ども・子育て支援新制度のもと、消費税財源を活用して、公定価格上三割相当の処遇改善を行うほか、潜在保育士の再就職支援としてマッチングの強化にも取り組んでまいります。

厚生労働省としては、地域限定保育士制度の活用に加え、保育士の処遇改善や潜在保育士対策などを総合的に進めることで、保育の担い手の確保にしっかりと取り組んでまいります。

シルバー人材センターの就業時間の緩和の特例についてのお尋ねがございました。

本法案では、シルバー人材センターに関する本特例の適用を受けようとする場合は、地域における労働力需給の状況等に配慮しなければならぬとしており、労働力不足の基準を定め、一定の地域を認定する仕組みとなっております。

区域計画の認定に当たっては、申請者の判断を尊重しつつ、地域の求人や求職の状況等を十分踏まえた上で、御指摘のように若者の就業を阻害するおそれの有無等にも留意をし、適切な判断がされるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 小熊慎司君。

〔小熊慎司君登壇〕

○小熊慎司君 維新の党の小熊慎司です。

維新の党を代表して、通告に従い、質問をいたします。(拍手)

地方創生は安倍内閣の重要課題の一つであると位置づけ、これまで非常に複雑で大きな課題に真正面から取り組んでこられました。現在、本院におきましても、本会議や委員会などで真摯な議論が積み重ねられていくところであります。

少子高齢化、地域の過疎化などの課題を抱える課題先進国として、今後、我が国がいかに問題を乗り越えていったかという姿勢を世界に示すこと

で、国際社会におけるフロントランナーとしてリーダーシップを発揮することが可能になります。その道は大変に険しいことは言うまでもありません。

そもそも、少子高齢化対策や人口対策は、これまで、それぞれの地方や国が何もしてこなかったわけではなく、必死に努力を積み重ねてきたところですが、残念ながら、大きな流れを変えるには至っていないのが現状です。

これまで行われてきた施策や使われてきた巨額の予算によって地方がどのようなものになったのか、十分に検証した上で今後の地方創生を図らなければ、的確な政策は打ち出せないはずであります。

戦争や疫病の流行といったことを除けば、社会構造の変化による短期間での人口減少ということは歴史上経験したことのない課題であり、その解決には、これまでの慣例やしがらみにとらわれない覚悟ある対策が必要です。

そこで、質問に移ります。

まず、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案についてです。

地域における仕事を創出していくことは地方創生の一つの大きな鍵ですが、地域での教育、人材育成をどうしていくかということは、それ以上に重要な鍵となります。

今回の法律案に盛り込まれている都市公園内の保育所設置や公立学校の民間運営の解禁については、保育と教育の規制緩和の一步前進で、地域における教育のあり方の多様性を可能にするものであり、一定の評価をすることができると考えます。

しかしながら、国家戦略特区については、全般的に改革のスピードが大変遅いと言わざるを得ません。少子高齢化への対応としても、ある程度の評価ができる取り組みはそう多く見受けられません。

地方に人口が定着しない大きな理由として、教育環境の問題があります。そもそも、大学などの

高等教育機関が東京に集中し過ぎていることも大きな問題です。

そこで、小中高から大学に至るまで、より多様な教育の形を認めるような大幅で大胆な規制改革が特区でも全国でも必要と考えますが、政府の考えをお伺いいたします。

地域における雇用の創出、また、自然環境、国土の保全のために農業の果たす役割は、大きな期待を持って注目をされています。しかしながら、現状は、就業者の高齢化や低収入等の課題を抱えており、抜本的な改革が求められています。

農業の活性化のためには、株式会社などの参入の促進が必要で、そのために、株式会社などの土地所有解禁や、農業生産法人を通じて土地所有を容易にするべきと考えます。

そこで、政府はなぜ、一旦は検討された農業生産法人への出資要件の緩和を断念されたのか、お伺いをいたします。

また、地域の雇用創出のために、全国の自治体が生かすべく、企業誘致に努力をしています。国家戦略特区内の一部地域では、法人事業税や固定資産税の減免等の地域独自の優遇措置を行い、住民サービスの財源を削ってまで企業誘致を行っているようです。

ところが、こうした減免により、法人税の損金が減つてしまい、国税負担が逆に重くなつて、地方税の減免効果が減殺されてしまっているのが現状です。

こうした状況が生じてしまつことは、国の方針に整合性がないと言わざるを得ませんが、政府の考えをお伺いいたします。

次に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、いわゆる第五次地方分権一括法案についてお伺いをいたします。

明治以来、我が国は、中央集権型のシステムで近代化をなし遂げ、発展してきました。しかし、現在の社会状況下で、従来のような全国一律

の基準でさまざまな課題に対応していくには、限界が生じています。

地域の問題を解決するために、市町村は県に、県は国にお伺いを立てるといった中央集権的な仕組みや考え方に終止符を打ち、個人、そして地域が自立できる社会システムを確立し、個人、地域の創意工夫、民間の自由な競争によつて経済と社会を活性化する必要があります。

国の将来を切り開いていくためには、より効率的で自律分散型の統治機構を確立することが急務で、さまざまな分野における抜本的な改革が求められています。

今回の法律案はそうした改革を進めるものではありませんが、残念ながら中途半端な改革にとどまっている取り組みも散見されます。社会状況の激変を踏まえれば、漸進的ではなく急進的に行わなければならないかもしれません。巧遅は拙速にしかずとも言います。

そこで、お聞きいたします。

農地転用許可について、二ヘクタールから四ヘクタールの転用に係る国との協議の廃止は評価をするところではありますけれども、四ヘクタールを超える農地転用については国との協議を残しており、地方が大規模な再開発を行う際の大きな障害となつてしまっています。

この点については、岡山県知事なども批判をしておられますが、なぜ国との協議を残したのか、お伺いをいたします。

また、公共職業安定所、いわゆるハローワークについても、早期に権限を地方に移譲すべきです。指定都市市長会からも業務移管に関して提案がなされるなど、地方の要望が強いにもかかわらず、改革が進んでいません。

国は、こうした改革に、地方の声を聞かず、なぜ後ろ向きで認めないのか、理由をお伺いいたします。

次に、地域再生法の一部を改正する法律案についてお聞きいたします。

企業の地方拠点強化税制は、地方創生の目玉の政策の一つであり、大企業の多くが首都圏に集中している状況を是正し、地方での雇用を創出することを目的とされています。その目的そのものについては否定をするものではありませんが、その実効性と効果を厳しく検証しなければなりません。

地方創生長期ビジョンは、この政策の重要業績評価指標、いわゆるKPIは、二〇二〇年までの五年間で企業の地方移転を七千五百件としております。この評価指標が単なる企業移転数のみでは、地方創生のための課題解決に結びつけるには十分ではありません。

例えば、都市と地方の賃金格差に切り込まなければ、企業が地方に移転しても、地方の安い賃金に合わせられてしまう状況が生じます。また、これまで真面目に地方に税金を納め、貢献してきた既存の企業への配慮も必要です。

つまり、量だけの指標ではなく、その質も問われなければ、さまざまな課題が生じてその目的を達成することができない竜頭蛇尾の政策になると考えられます。

そこで、企業の地方拠点強化税制の指標には、より実践的な地域経済への効果などを掲げるべきではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

あわせて、先の政策指標にも見られるとおり、この政策は、企業誘致で全国に拠点都市をつくらうとしています。過去何十年間も繰り返されて効果のなかった国の企業誘致政策とは何が違うのか、お聞きをいたします。

さらに、今回の地方拠点強化税制は、集中地域以外は全て地方活力向上地域の対象となり得ます。めり張りもなく、どこでもいいから地方を支援するというのでは、国の目指す方向が、過去の地域政策と比べても、さらにわかりにくくなるのではないのでしょうか。政府の認識をお伺いいたします。

また、関東の多くの都市、大阪市全域、京都

市、神戸市、名古屋市などの一部が支援対象外となっております。この点について、我が党内でも激しく議論がなされ、政府に説明を求めたところ、首都圏整備法や近畿圏整備法などが根拠となつていると説明を受けたところです。

しかし、これらの法律は、太平洋ベルト地帯が一体として発展した高度成長時代の大変古い法律です。東京の一極集中は正が課題の現代には全くそぐわないと言わざるを得ません。御見解をお伺いいたします。

同時に聞きたいのですが、国は、地域再生法三条で、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重する義務を負っています。本来、重要な法改正にあつては地方の意見を十分に聞くべきであります。さきに挙げた諸都市だけでなく、東京二十三区も多様であり、それぞれの区の意見もあるはずで。

地方活力向上地域から外れる地域の首長からヒアリングなどをなぜ行っていないのでしょうか。今後はその予定があるのでしょうか。お伺いをいたします。

そして、この制度で認定事業者が本社移転などの際に借入などを行うときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証を利用できるとしています。しかし、同機構の産活法の債務保証業務は、一昨年十二月に独法評価委員会からは廃止を含めた見直しの勧告も出ており、経済産業省におきましても見直し方針を出しているところです。

この独法に新たな債務保証事業を始めさせることは、地域再生よりも、むしろ、国の独法の無駄な業務を温存、拡大するだけにはならないか危惧されるところですが、見解をお伺いいたします。

さて、人口減少についての地方創生長期ビジョンでの目標は、二〇六〇年までに人口一億人を維持することを掲げています。この目標のためには、出生率を一・八までに高めなければならないなど、大変厳しい目標であり、社会保障・人口問

題研究所の推計では、二〇五〇年を待たずして一億人を割ることが示されているのが現実です。

現時点で日本の人口は約一億二千七百万人で、人口一億人の維持とはいふものの、政府の目標値は、二割以上現在から人口が減ることを覚悟しているわけだ。

しかしながら、東京圏では二〇五〇年代まである程度人口が維持されるのに対し、ほかの地方ではそれ以上に急速に人口が減ることがさきの研究所の推計でも示されており、二割以上の人口減少が全国一律で生じるわけではなく、地方間での人口の格差が予測されています。

そこで、国全体で一億人の人口を維持というだけでは、どのような国の姿を目指しているのかが不明確になり、具体的な政策についても、その方向性や整合性に問題が生じることとなります。人口の総数だけではなく、人口移動のあり方や、各地方間での人口減少の格差が大きくなり過ぎないようにするなど、政府として、ある程度の方角性を示し、目標をつくるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

人口減少時代に、地方の成長戦略のないまま、どの地方も住民や企業を誘致し合うようになると、日本全体がマイナスの人口の状況の中では、ゼロサムゲームどころではなく、マイナスサムのゲームになってしまいます。地方政策は、地方が新たな価値を生み出すプラスサムを生じさせることを目指すべきです。

東京への集中は正を最優先と考えるならば、大阪都構想を実現し、大阪をグローバルな都市間競争で勝てる都市圏にしたり、また、さまざまな日本全国の都市の活性化を目指し、道州制を導入して国の権限、財源を一括して地方に移譲するなど、真に地方が主役になる政策を目指すべきであると考えます。

この人口減少の問題は、現代における我々に課せられた、与党、野党ということではなくて、政治に課せられた重要な、乗り越えなければならぬ

課題であります。

○議長(大島理森君) 小熊君、時間が来ております。

○小熊慎司君(統) この課題を乗り越えるためにしっかりと改革を断行すべきであることをお願い申し上げ、お伺いをし、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣石破茂君登壇〕

○国務大臣(石破茂君) 小熊議員から、十四問御質問いただきました。

より多様な教育の形を認めるような大幅な規制改革の必要性についてであります。

特区制度は、全国規模の規制改革が困難な場合などに、地域を限定して規制改革を行うものです。国家戦略特区につきましても、特区ごとに事業の進捗状況等を評価し、その際、規制の特例措置の全国展開についても判断することになっております。

今回の国家戦略特別区域法の一部改正案では、地域の特性に応じた多様な教育を行う観点から、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材を育成するため、公立学校の管理について、民間の知見を活用する特例を盛り込んだところであります。

今後、地方公共団体や民間事業者からの具体的な提案をもとに、国家戦略特区等の仕組みを用いて、引き続き必要な規制改革に取り組んでまいります。

農業生産法人への出資要件の緩和についてであります。農業生産法人の出資要件の緩和につきましても、本年三月十九日に開催した国家戦略特別区域諮問会議において、国家戦略特別区域基本方針、平成二十六年二月二十五日閣議決定をしたものであります。及び「日本再興戦略」改訂二〇一四に基づき、国家戦略特区に係る区域会議からの提案を踏まえ、検討を加えることといたしました。

このような取りまとめができましたことは、農

業生産法人への出資要件の緩和について大きな一歩を踏み出したもので、このように考えておられます。集中取り組み期間内に国家戦略特区での検討を進めてまいりたいと考えております。

国家戦略特区内で一部地域が独自に優遇措置を講じた場合の減免効果についてであります。

本件につきましては、特区に指定されていない地方自治体が自主的に地方税減免を行う場合との関係の整理などさまざまな論点があるため、慎重な検討が必要な事柄であります。

国家戦略特区におきましては、設備投資減税や研究開発税制の特例など企業負担を軽減する大胆な措置を講じておるところであり、まずはこれらを積極的に活用いただきたい、かように考えております。

農地転用許可の権限移譲についてであります。今般の農地転用許可に係る権限移譲につきましては、二ヘクタール超四ヘクタール以下の農地転用に係る国との協議を廃止するとともに、四ヘクタール超の農地転用に係る許可権限について、国との協議を付した上で、都道府県及び農林水産大臣が指定する市町村に移譲することとなっております。

四ヘクタール超の農地転用許可に係る国との協議につきましては、大規模な農地の転用は、食料の安定供給等に必要となる農地の総量確保への影響が大きいことから、国の一定の関与は残したものであります。

今般の見直しについて、地方六団体からは、これまで地方分権改革の取り組みの中で特筆すべき決断であるとの高い評価をいただいております。転用許可の権限移譲について大きな前進を見たものと考えております。

次に、ハローワークの権限移譲についてであります。

ハローワークの無料職業紹介等につきまして、これまで、地方公共団体との連携を強化する

ため、ハローワークの業務と地方公共団体の福祉相談所の窓口業務を同一の施設の中で一体的に実施する取り組み、知事が国の出先機関である労働局長に指示できる仕組みであるハローワーク特区を進めてまいりました。

さらに、最近の取り組みとして、地方公共団体との連携強化を図る観点から、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンライン提供する取り組みを昨年九月に開始したところであります。

したがって、ハローワークの事務、権限の移譲等につきましては、このような、ハローワークと地方公共団体の連携強化の取り組みの成果と課題を検証することが重要であり、その結果等を踏まえて、ILO第八十八号条約との整合性にも留意しつつ、結論を得てまいりたいと考えております。

政策目標のお尋ねについてであります。地方創生のためには、地方において急速に進みつつある人口減少に歯止めをかけるため、地方での安定した良質な雇用を創出することが重要であり、昨年末に取りまとめた総合戦略におきましても基本目標として掲げられております。

そこで、今回提出させていただきました地域再生法の改正案におきましては、東京二十三区に集中している企業の本社機能の地方への移転や地方における新増設を促進するための枠組みを整備することとしており、こうした取り組みを含め、その目標として、五年間で企業の地方拠点強化の件数として七千五百件を設定するだけではなく、地方において四万人の雇用を創出することを掲げております。

この新しい枠組みのもとで、量的面のみならず、質的側面にも配慮しつつ、地方において仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込むという好循環を生み出していきたいと考えております。

国の企業誘致策についてのお尋ねであります。これまで、国による政策としては、工場を中心とした地方での企業拠点の整備を促進してきて

おり、これらの施策の結果として、工場が地方において相当程度整備をされてきております。

一例を挙げますと、平成十九年に策定された企業立地促進法では、平成二十五年度末時点までに、約二千五百件の企業が作成する工場等の立地計画を承認して支援してきたところであります。

他方、オフィスにつきましては、これまで地方への展開が十分行われていなかったことを踏まえ、東京二十三区に集中している企業の本社機能の地方への移転や地方における新増設を促進するために、今回提出しております地域再生法の改正案におきましては、各地域の計画的、戦略的な企業誘致の取り組みとあわせて、企業を支援する枠組みを整備することとしたしております。

その一環として、事務所、研修施設等の本社機能の移転、新増設を行う事業者に対して、オフィス設備に関する設備投資減税や雇用促進税制の特例等の措置を講じるなどの取り組みを行うこととしており、こうした支援措置によって、オフィスの東京からの移転等を促す契機とし、国と地方、民間企業等が一体となって地域の活性化を推進していきたい、このように考えております。

企業の地方拠点強化の支援対象地域についてであります。東京圏のみならず、近畿圏や中部圏の中心部は、既に人口や産業が集中している地域であります。さらに申し上げたとおり、地方創生のためには、地方において急速に進みつつある人口減少に歯止めをかけるため、全国津々浦々に安定した良質な雇用を確保することが重要であり、昨年末に取りまとめた総合戦略にも基本目標として掲げております。

このため、今回の地方拠点強化の支援対象地域につきましては、企業誘致に計画的、戦略的に取り組んでいる地域に対して、できる限り広く恩恵が及ぶように配慮しているところでございます。首都圏整備法の区域を用いることは不適切ではないかとの御指摘であります。

本制度は、限定的に一部の地域を支援対象外と

しており、具体的には、首都圏整備法等において、産業及び人口の過度な集中を防止する必要があるとされております既成市街地等の地域及び同法の既成市街地の近郊においてその無秩序な市街地化を防止する必要があるとされている近郊整備地帯としております。

これらの地域は、現在でもほかの地域と比べて突出して人口や事業所が集中していることから、本制度の支援対象とした場合、周辺地域からその地域への移転が促進され、ますます人口や産業が集中する弊害が生じるおそれがあり、また、東京からの移転が特定の地域へ集中するおそれもあります。したがって、本制度の対象外とすることは妥当であると考えております。

地方からの御意見に関するお尋ねであります。本制度の内容につきましては、除外地域も含め、事前に全国知事会へ御説明をし、調整をいたしました上で昨年末の与党税制大綱に盛り込まれたところであり、平成二十六年十二月三十日に発表された平成二十七年年度与党税制改正大綱に関する知事会の声明におきましても、当該税制の創設について評価をいただいております。

本制度の制度設計の過程におきましては、除外地域も含め御意見を頂戴するとともに、当該地方公共団体には、真摯に御説明をし、本制度を御理解いただいたと認識しておりますが、国会での御審議等を通じて、さらに御理解をいただけるよう努力をいたしてまいりたいと考えております。

独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証についてであります。

本社機能等を有する施設の地方移転や地方における拡充を促進するためには、事業者にとつて大きな負担となる施設設備に係る費用の調達を支援することが有効であります。このため、今回、地域再生法を改正し、同機構に新たな債務保証業務を追加することいたしました。

御指摘のありました政策評価・独立行政法人評

価委員会における報告は、同機構が行う債務保証業務のうち、平成二十六年一月に廃止をされました産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づき事業再生の円滑化を目的とした債務保証業務に関するものでありまして、今回新たに措置する債務保証業務につきましては、当該報告の趣旨に鑑み、主管省庁と連携し、適時適切に業務の状況につき検討しつつ実施をしてまいりたいと考えております。

人口減少についての見解であります。地方創生の実現に向け、国は、昨年末、長期ビジョン及び総合戦略を閣議決定いたしました。その中で、人口減少問題に対し、人口減少に歯止めがかかること、二〇六〇年に一億人程度の人口が確保されることとおろところであります。

総合戦略におきましては、その基本的な考え方として、人口減少を克服し地方創生をなし遂げるために、東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現することに加え、当面の人口減少に対応するために、地域の特性に即して地域課題を解決するといった視点に基づき、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むこととしたしております。

その上で、これらの基本的な考え方に対応し、四十九本の政策パッケージを設け、おのおのにつき具体的な成果目標を設定するとともに、その効果を検証するPDCAサイクルを組み込んでおろところであります。

現在、地方公共団体に対しましては、これらを勘案し、二十七年年度中に、地方の実情に応じた地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定をお願いしております。

国は、引き続き、意欲と熱意ある地方公共団体に、情報支援、人的支援、財政支援などを実施いたしてまいります。

地方創生はゼロサムのとり合いではなくプラスサムを目指すべきであるという御指摘であります。

今回の地方創生におきましては、移住者や企業を奪い合うゼロサムではなく、地方の所得や雇用の増加を通じてまち・ひと・しごと創生によりプラスサムを目指すこととしており、今後、各地方公共団体が、地域の実情に応じた今後五十年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略に基づき、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼ぶ好循環の実現により、地方の所得や雇用の増加など、それぞれの地方において新たな価値を創出していくことが重要であります。

各地域のこうした取り組みにより、それぞれの魅力を発揮していくことができるよう、政府としても支援をしてまいります。

最後に、道州制などの改革の断行についてであります。地方創生は、地方と東京圏を対立構造として位置づけるものではございません。地方創生を進めるに当たりましては、地方と東京圏がそれぞれの強みを生かし、日本全体が成長していくプラスサムを目指すまいります。

一方、道州制は、地域経済の活性化や行政の効率化を実現するための手段の一つであり、国と地方とのあり方を根底から見直す大きな改革であります。与党におきまして、議論を前に進めるべく精力的に検討が重ねられておると承知をいたしております。

道州制と地方創生については、活力ある地域づくりを目指すという点では共通をしており、それぞれのアプローチからの取り組みを同時並行的に行っていくことが重要と考えております。

大阪都構想は、大阪市を廃止し特別区を設置することにより、二重行政の解消と住民自治の拡充を図ろうとするものと理解をいたしております。

今後、大阪では、大都市地域特別区設置法に基づき住民投票が行われる予定であり、その成否につきましては地域の御判断に委ねられているもの、このように考えておる次第でございます。

以上であります。(拍手)

○議長(大島理森君) 石田祝稔君。

〔石田祝稔君登壇〕

○石田祝稔君 公明党の石田祝稔です。私は、公明党を代表し、たいま議題となりました三法律案について、石破大臣に質問をいたします。(拍手)

公明党は、地方創生で最も大切なことは、地方創生の担い手である人がかなめであり、中心でなければならぬ、女性、若者や障害のある方、高齢者などの視点を生かして、地域で生活する人々が力を発揮していく環境を整えていくべきだと一貫して主張してまいりました。まさしく「人が生きる、地方創生」であります。

いわゆるこの地方創生三法案は、昨年末のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン、総合戦略閣議決定後、地方創生に係る初めての重要な法案となりますが、これらの法案を進めるに当たっても、どこまでも人の視点をかなめに取り組むことが重要だと思えます。

改めて、人をかなめとする地方創生について、石破大臣の見解を伺います。

以下、各法案について具体的に伺います。

最初に、第五次地方分権一括法案について伺います。

平成五年の衆参両院における地方分権の推進に関する決議から二十年余りがたちました。その後、平成七年に成立した地方分権推進法のもと、地方分権推進委員会が設置され、機関委任事務の廃止等により、国と地方の関係を上下、主従から対等、協力の関係に変えた第一次地方分権改革が進められました。

次いで、平成十八年に発足した第一次安倍内閣では、平成十八年に成立した地方分権改革推進法のもと、地方分権改革推進委員会が設置され、その勧告に基づき、昨年成立しました第四次地方分権一括法に至る、四次にわたる地方分権一括法により、義務づけ、枠づけの見直しや地方公共団体

への権限移譲などの具体的な改革が進められました。

この間、二十年という長い歳月の中で、地方分権改革は着実に歩みを重ねてきたと言えると思えます。

今回の第五次地方分権一括法案は、こうした地方分権改革の流れの中でどのように位置づけられるものと考えているのか、石破大臣に伺います。

次に、今回導入された提案募集方式について、石破大臣は、国が選ぶのではなく地方が選ぶことができる地方分権を目指すものであるとお考えと聞いています。これは、地方の提案が国の制度を変える画期的なシステムと言え、地方からの期待も大きいとも聞いています。

この提案募集方式による地方分権改革を今後どのように進めていこうと考えておられるのか、あわせて大臣にお伺いいたします。

次に、地域再生法改正案についてお伺いいたします。

この法案は、昨年十二月二十七日に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略を受けて、大きく二つの点で改正を行うものです。

一つ目は、中山間地域等の人口減少に伴い、医療、介護、福祉、教育、買い物、公共交通など、生活・福祉サービス機能を一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ小さな拠点形成と持続可能な地域づくりの推進です。

二つ目は、地方で安定した良質な雇用確保を行うため、企業の地方拠点の強化の促進等を図るため、本社機能、新増設を行う事業者に対する支援措置等を行うものです。

公明党は、地方創生に関連する多くの施策の中で、中山間地域等における小さな拠点の形成を公明党重点五分野の取り組みの一つとして位置づけ、現在、地方議員とともに積極的に取り組んでいるところであります。

一口に中山間地域と言っても、地域の課題、二一ズはさまざまであり、その地域に合った拠点の形成を図っていくことが重要だと考えます。

例えば、高知県では、県内の各地域に集落活動センターを設置し、それぞれの地域の課題や二一ズに応じた地域ぐるみの活動を推進しており、また、神奈川県山北町では、町内企業、町民の一〇〇％出資による会社がコンビニやカフェなどの機能を備えた小さな拠点を整備、運営をし、町が特産物、観光情報の提供等、公共機能部分で協力する取り組みを進めております。

そこで、さまざまな課題や二一ズに対応した小さな拠点の形成を推進するためには、本法案による支援措置に限らず、財政的な支援も含めた総合的な支援が必要だと考えます。また、先ほど挙げた参考事例は横展開すべきであると考えますが、石破大臣の見解をお伺いいたします。

また、地方創生に関する我が党の重点五分野の一つに、地域しごと支援を掲げております。

地方での安定した良質な雇用機会を創出することが、地方へのＵターン、Ｉターン、そしてその地への定住を促すなど、地方への新しい人の流れをつくり、人が主役の地域社会を実現するために必要です。

地方での安定した良質な雇用の創出に向け、本法案に盛り込まれている地方拠点強化税制は重要ですが、それだけでは十分ではなく、国と地方が共同体が一体となつて取り組んでいくことが必要だと考えますが、石破大臣のお考えをお聞かせいただけますかと思えます。

次に、国家戦略特区法改正案について伺います。

地方を創出し、人口減少を克服していくに当たっては、規制改革、地方分権改革、社会保障制度改革などさまざまな改革を通じて効果的、効率的な社会経済システムを構築していくことが必要であることは言うまでもありません。

規制改革という点については、各地域がみずから特性や資源を生かして創意工夫を生かした取り組みを推進しようとする場合に、障害となつていくような規制があるのであれば、迅速に改革していく必要があると考えます。

地域における規制改革を実現し、地域の創意工夫を生かした取り組みを推進するに当たっては、岩盤規制改革の突破口と言われる国家戦略特区制度がその重要な役割の一翼を果たすことが期待されますが、そのためには、国家戦略特区制度における規制改革事項は、地域、現場の二一ズを適時的確に把握し、反映したものである必要があると考えます。

そこで、まず、石破大臣に、今回、国家戦略特別区域法の改正案の提出に当たり、どのように地域、現場の二一ズを吸い上げられたのか、お伺いいたします。

加えて、国家戦略特区制度が地方創生に果たす役割について、石破大臣にお伺いしたいと思います。

ことは、地方創生元年と言われ、各自治体において、地方版総合戦略の策定や事業実施など本格的な取り組みが開始されています。地方創生の実現には、長期的視点から、腰を据えて取り組むべきであると考えています。

その際、地方創生の実現には、地域に根を張る我が党の役割は非常に大きい、このように私は思っております。公明党の特徴であります、国会議員と地方議員三千人とのネットワークを十分生かしながら、これまで以上に地方創生実現のために全力で取り組むことをお誓いし、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣石破茂君登壇〕

○国務大臣(石破茂君) 石田議員より、七問御質問をいただきました。人をかなめとする地方創生についてのお尋ねであります。

地方創生では、人が生きがいを持って生活をし、この地域に住んでよかったと実感できる地域社会を目指すことが必要であります。このため、地方にやりがいのある仕事をつくり、若者や地域内外の意欲ある人材の地方への移住、定着を促進することが重要であると考えております。

この理念のもと、昨年末に、国の総合戦略を策定いたしました。今後は、戦略に盛り込んだ施策を活用しつつ、各地方の自由な発想に基づく地方版総合戦略を支援し、人が主役の地方創生を推進してまいります。

また、総合戦略に盛り込まれた主要な政策をさらに推進するため、各省庁において行う政策の深掘りやフォローアップ、地方再生の新たな原動力となる新型交付金の検討、地方支援、広報普及のあり方などについて盛り込む予定としております。また、ひと・ひとと創生基本方針をこししの六月中をめどに策定することによりしてまいります。

地方創生は息の長い取り組みであり、この流れが不可逆的かつ自律的に動き始めることが重要であります。このため、国は引き続き、意欲と熱意のある地方公共団体の取り組みをあらゆる手段によって支援していくとともに、各府省庁の縦割りを排除し、相互に連携しつつ、総合戦略に基づく取り組みを長期的、継続的に実施することにより、公明党が力強く提唱しておられます、人が生きる地方創生、人が輝く地方創生の実現を目指してまいります。

次に、第五次地方分権一括法案についてのお尋ねであります。

平成五年からの第一次地方分権改革では、国と地方との関係を、上下、主従の関係から対等、協力の関係に変え、地方分権改革の理念を構築し、地方の自主性、自立性を高めました。

平成十八年からの第二次地方分権改革では、第一次から第四次までの地方分権一括法により、義

務づけ、枠づけの見直し並びに国から地方、及び都道府県から市町村への権限移譲を推進し、延べ三百六十六法律の改正を実現いたしました。これにより、地方分権改革推進委員会の勧告事項については一通り検討し、対処したところでありあります。

以上の成果を基盤とし、地方がイニシアチブを発揮しつつ、引き続き改革を推進するため、平成二十六年から、地方の発意に根差した新たな取り組みとして、提案募集方式を導入いたしました。

第五次地方分権一括法案は、この新たな取り組みにおける地方からの提案を踏まえ、地方公共団体への事務、権限の移譲等を行うものであり、地方の発意による、地方のための制度改革の仕組みを確立するものと位置づけられると考えております。

提案募集方式についてであります。

平成二十六年に新たに導入したこの方式につきましては、有識者による客観的な議論を含めて、地方の提案を解決する仕組みができ、地方六団体からも、高く評価するという声明をいただいております。

地方分権改革有識者会議におきましても、地方側議員から、今後とも地方の立場に立つてさらに強力に推進されたいといった意見表明がなされておりますことから、平成二十七年も提案募集方式による地方分権改革を進めてまいります。

本年は特に、地方創生が本格化し、各地方公共団体でもさまざまな地域課題があらわれてくることを考えております。本年の募集につきましても、募集開始を前倒しし、検討期間を充実しておりますので、いただいた提案について一つ一つ丁寧に対応し、可能な限り実現を図ってまいります。

小さな拠点の形成の推進についてであります。が、人口減少、高齢化が進む中で、中山間地域等において住民の方々の安心な暮らしを守ることは重要な課題であると認識しており、必要な支援を

行つてまいります。

昨年末に取りまとめた総合戦略では、町の創生の政策パッケージの一つとして、中山間地域等における小さな拠点の形成を位置づけ、各種の生活サービスの維持を図っていくこととしております。

具体的には、国は、地域再生法改正法案におきまして、生活サービスを提供するための施設集約や交通ネットワークを確保するための措置等、コンパクトシティ、いわゆる小さな拠点の形成に必要な措置を盛り込むとともに、二十六年度補正予算や二十七年年度予算で準備した地方創生先行型交付金や地域再生戦略交付金などによる財政支援、地方創生人材支援や地方創生コンシェルジュによる人的支援、地域経済分析システム、RE S A Sや、御指摘の高知県の集落活動センター、神奈川県山北町の小さな拠点といった優良事例の紹介による情報支援等により、地方公共団体を総合的に支援いたします。

これらの支援を行うことにより、御指摘いただきました事例のような地域の実態に合った小さな拠点の取り組みが全国各地において広がっていくよう、これから先、図ってまいります。

地方における雇用創出であります。御指摘のとおり、東京一極集中を是正し、地方での安定した良質な雇用を確保するためには、東京二十三区に集中している企業の本社機能の地方への移転や地方における新増設を促進することが重要であると考えており、今回提出させていただきました地域再生法の改正案におきましては、各地域の計画的、戦略的な企業誘致の取り組みとあわせて、企業を支援する枠組みを整備することとしたしております。

その一環として、自治体が策定する地域再生計画に基づき、事務所、研修施設等の本社機能の移転、新増設を行う事業者に対し、オフィス設備に

関する設備投資減税や雇用促進税制の特例等の措置を講ずることとしております。

他方、企業で働く従業員の方々あるいはその御家族にとつては、教育、医療、介護などの生活環境が整備されているかどうかという観点からは極めて重要であり、こうした生活環境整備の観点では、地方公共団体の果たす役割が大きいものと認識をいたしております。

また、本社機能の地方への移転や新増設を行うのはあくまで民間の事業者の皆様方でありました。現在、事業者の方々がそうしたことを行う上で何が必要であるかということについて、経団連等にお尋ねをしております。

そうした結果も踏まえながら、国と地方と民間とが一体となつて東京から地方への新しい人の流れを生み出すことを目指してまいります。

次に、国家戦略特別区域法の改正案に係る二一

ズの吸い上げについてであります。

国家戦略特区におきましては、特区ごとに設置する区域会議におきまして、関係する自治体や民間事業者から、随時、地域や現場のニーズに沿った規制改革の提案を受け付けております。

また、昨年夏に全国から追加の規制改革事項を募集いたしましたところ、自治体や民間事業者の方々から二百六件の御提案をいただいたところであります。

今回の改正法案には、区域会議や全国の自治体、民間事業者の方々から提案がなされました地方創生に資する規制改革事項を盛り込んでおるところでございます。

最後に、国家戦略特区制度が地方創生に果たす役割についての御質問をいただきました。

先ほど申し上げましたとおり、今回の改正法案には、区域会議や全国の自治体、民間事業者から提案された地方創生に資する規制改革事項を盛り込んでおります。各国家戦略特区におきまして、これらの規制改革を行うことにより、地方の創意

工夫を生かした取り組みを実現してまいります。
加えて、地方創生を規制改革により実現しようとする熱意のある自治体を国家戦略特区における地方創生特区として選定いたしました。これらの区域が規制改革を実現していくことで、地方創生のモデルとして、それが全国に横展開するとの役割を果たすものと考えておる次第でございます。
以上です。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。
○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。
午後二時四十五分散会

出席国務大臣

財務大臣	麻生 太郎君
総務大臣	高市 早苗君
厚生労働大臣	塩崎 恭久君
農林水産大臣	林 芳正君
国務大臣	石破 茂君
出席副大臣	内閣府副大臣 平 将明君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、昨二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

辞任	補欠
鬼木 誠君	青山 周平君
黄川田仁志君	島田 佳和君
新藤 義孝君	野中 厚君
鈴木 憲和君	藤原 崇君

厚生労働委員

辞任

橋 慶一郎君	田畑 裕明君
武正 公一君	黒岩 宇洋君
青山 周平君	務台 俊介君
藤原 崇君	前田 一男君
務台 俊介君	藤井比早之君
島田 佳和君	黄川田仁志君
藤井比早之君	鬼木 誠君
田畑 裕明君	橋 慶一郎君
野中 厚君	新藤 義孝君
前田 一男君	鈴木 憲和君
黒岩 宇洋君	武正 公一君

補欠

農林水産委員

辞任

比嘉奈津美君	小島 敏文君
長妻 昭君	鷺尾英一郎君
奥水 恵一君	岡本 三成君
小島 敏文君	比嘉奈津美君
鷺尾英一郎君	長妻 昭君
岡本 三成君	奥水 恵一君

補欠

安全保障委員

辞任

堀井 学君	池田 佳隆君
工藤 彰三君	堀井 学君
稲津 久君	橋本 英教君
橋本 英教君	藤井比早之君
稲津 久君	樋口 尚也君
樋口 尚也君	稲津 久君

補欠

安全保障委員

辞任

小田原 潔君	古田 圭一君
大西 宏幸君	大隈 和英君

議院運営委員

辞任

大野敬太郎君	木村 弥生君
木原 誠二君	村井 英樹君
笹川 博義君	宮崎 政久君
原田 憲治君	若宮 健嗣君
玉木雄一郎君	本村賢太郎君
若宮 健嗣君	富樫 博之君
本村賢太郎君	鈴木 貴子君
富樫 博之君	青山 周平君
青山 周平君	原田 憲治君
大隈 和英君	大西 宏幸君
木村 弥生君	大野敬太郎君
古田 圭一君	小田原 潔君
宮崎 政久君	笹川 博義君
村井 英樹君	木原 誠二君
鈴木 貴子君	玉木雄一郎君

補欠

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
原子力問題調査特別委員

辞任

補欠

江渡 聡徳君	熊田 裕通君
大西 英男君	尾身 朝子君
高木 毅君	今野 智博君
中村 裕之君	宮川 典子君
太田 和美君	吉田 豊史君
尾身 朝子君	比嘉奈津美君
比嘉奈津美君	赤枝 恒雄君
赤枝 恒雄君	大西 英男君

(議案付託)

一、昨二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

平成二十五年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成二十五年年度特別会計予算総則第二十條第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)

以上三件 決算行政監視委員会 付託

(議案送付)
一、昨二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件
二、昨二十七年の国際コーヒ―協定の締結について承認を求めるの件
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案

電気通信事業法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成二十七年四月三日
内閣総理大臣 安倍 晋三

電気通信事業法等の一部を改正する法律
(電気通信事業法の一部改正)

第一条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「の開始」を削る。
第十二条の次に次の一条を加える。

(登録の更新)

第十二条の二 第九条の登録は、次に掲げる事由が生じた場合において、当該事由が生じた日から起算して三月以内にその更新を受けなかつたときは、その効力を失う。

一 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十三条第一項の規定により新たに指定をされたとき(その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。)、又は第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき(その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。)

二 第九条の登録を受けた者(第一種指定電気通信設備(第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。))又は第二種指定電気通信設備(第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備をいう。第四項第二号ハ及び第三十条第一項において同じ。))を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。以下この項において同じ。が、次のいずれかに該当するときは、イ その特定関係法人以外の者(特定電気

通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。))と合併(合併後存続する法人が当該第九条の登録を受けた者である場合に限る。)をしたとき。

ロ その特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業(当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。以下この項において同じ。))の全部又は一部を承継したとき。
ハ その特定関係法人以外の者から電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

三 第九条の登録を受けた者の特定関係法人が、次のいずれかに該当するとき(当該同条の登録を受けた者の特定関係法人が引き続いて当該同条の登録を受けた者の特定関係法人である場合に限る。))

イ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者(当該同条の登録を受けた者を除く。ロ及びハにおいて同じ。))と合併(合併後存続する法人が当該同条の登録を受けた者の特定関係法人である場合に限る。)をしたとき。

ロ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業の全部又は一部を承継したとき。

ハ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者から電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

四 第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者が、当該同条の登録を受けた者の特定関係法人となつたとき。
前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十二条第一項第二号		登録年月日及び
前条第一項	各号	各号(第二号を除く。)
業が電気通信の健全な発達のために適切でないとして認められる者	四 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないとして認められる者	四 その電気通信事業を適確に遂行するに足る経理的基礎を有しないと認められる者
		五 その電気通信事業を適確に遂行するに足る体制の整備(第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にあつては、第三十一条第五項に規定する体制の整備を含む。)が行われていないと認められる者
	六 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないとして認められる者	

3 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項に規定する期間内に当該申請に対する処分がされないときは、第九条の登録は、当該期間の経過後も当該処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定関係法人 電気通信事業者たる法人との間に次に掲げる関係がある法人をいう。

イ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人の子会社等(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。ロ及びハにおいて同じ。))であること。

ロ 当該電気通信事業者たる法人が当該法人の子会社等であること。

ハ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人を子会社等とする法人の子会社等当該電気通信事業者たる法人及び当該電気通信事業者たる法人との間にイ又はロに掲げる関係がある法人を除く。)であること。

二 イからハまでに掲げるもののほか、政令で定める特殊の関係

二 特定電気通信設備 次に掲げる電気通信設備をいう。

イ 第一種指定電気通信設備

ロ 第三十三条第一項の総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。))の電気通信設備(移動端末設備(利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。以下同じ。))を除く。))と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が、同項の総務省令で定める割合を超えない範囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるものの総

体(イに掲げるものを除く。)のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備

ハ 第二种指定電気通信設備

二 その一端が特定移動端末設備(総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この号及び第三十四条第一項において同じ。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信設備に係る業務区域と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうち占める割合が、同項の総務省令で定める割合を超えない範囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信設備を提供するために設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるものの総体(ハに掲げるものを除く。)のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備

第十三条第三項中「前条の」を「第十二条の」に、「前条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第十四条第二項第二号中「の登録」の下に「第十二条の二第一項の登録の更新」を加える。

第十五条中「あつたとき」の下に「第十二条の二第一項の規定により登録がその効力を失つたとき」を加える。

第十八条第三項中「(電気通信事業者との間に電気通信設備の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)」を削る。

第二十条第一項中「第三十三条第二項に規定する」を削る。

第二十一条第五項中「第三十三条第二項に規

定する」を削り、「同条第一項」を「第三十三条第一項」に改める。

第二十四条中「基礎的電気通信設備又は指定電気通信設備を提供する」を「次に掲げる」に改め、「その提供する基礎的電気通信設備又は指定電気通信設備に関する料金の適正な算定に資するため」を削り、同条に次の各号を加える。

一 次に掲げる電気通信設備を提供する電気通信事業者

イ 基礎的電気通信設備

ロ 指定電気通信設備

ハ 特定ドメイン名電気通信設備(ドメイン名電気通信設備(第六十四条第二項第一号に規定するドメイン名電気通信設備をいう。第四十一条及び第四十一条の二において同じ。))のうち、確実かつ安定的な提供を特に確保する必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。第三十九条の三において同じ。)

二 第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者

第二十六条中「電気通信事業者の」を「電気通信事業者から」に、「を業として行う者(以下「電気通信事業者等」という。))は、(以下「媒介等」という。))の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。は、利用者(二)に「(電気通信事業者である者を除く。))と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める」を「を含む、電気通信事業者である者を除く。以下この項、第二十七条、第二十七条の二及び第二十九条第二項において同じ。))と次に掲げる」に、「媒介、取次ぎ若しくは代理を「媒介等」に改め、同条に次のただし書及び各号を加える。

ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について利用者に説明しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

一 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信設備であつて、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの

二 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信設備以外の電気通信設備であつて、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの

三 前二号に掲げるもののほか、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲その他の事情を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務大臣が指定する電気通信設備

第二十六条に次の一項を加える。

2 前項各号の規定による指定は、告示によつて行う。

第二十六条の次に次の二条を加える。

(書面の交付)
第二十六条の二 電気通信事業者は、前条第一項各号に掲げる電気通信設備の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、書面を作成し、これを利用者(電気通信事業者である者を除く。以下この条及び次条において同じ。))に交付しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を利用者に交付しなくても利用者の利益の保護のため支

障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該電気通信事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 前項に規定する方法(総務省令で定める方法を除く。))により第一項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、利用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該利用者に到達したものとみなす。(書面による解除)

第二十六条の三 電気通信事業者と第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げる電気通信設備の提供に関する契約を締結した利用者は、総務省令で定める場合を除き、前条第一項の書面を受領した日(当該電気通信設備(第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信設備に限る。))の提供が開始された日が当該受領した日より遅いときは、当該開始された日から起算して八日を経過するまでの間(利用者が、電気通信事業者又は媒介等業務受託者が第二十七条の二第一号の規定に違反してこの項の規定による当該契約の解除に関する事項につき不実のものを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつて当該期間を経過するまでの間にこの項の規定による当該契約の解除を行わなかつた場合には、当該利用者が、当該電気通信事業者が総務省令で定めるところによりこの項の規定による当該契約の解除を行う

ことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間、書面により当該契約の解除を行うことができる。

2 前項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除は、当該契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 電気通信事業者は、第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除があつた場合には、利用者に対し、当該契約の解除に伴い損害賠償若しくは違約金を請求し、又はその他の金銭等(金銭その他の財産をいう。次項において同じ。)を支払若しくは交付を請求することができない。ただし、当該契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務に対して利用者が支払うべき金額その他の当該契約に関して利用者が支払うべき金額として総務省令で定める額については、この限りでない。

4 電気通信事業者は、第一項の規定による電気通信役務の提供に関する契約の解除があつた場合において、当該契約に関連して金銭等を受領しているときは、利用者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、当該契約に関連して受領した金銭等のうち前項ただし書の総務省令で定める額については、この限りでない。

5 前各項の規定に反する特約で利用者に不利なものは、無効とする。

第二十七条中「前条の総務省令で定める」を「第二十六条第一項各号に掲げる」に、「同条の総務省令で定める」を「同項各号に掲げる」に改め、「(電気通信役務の提供を受けようとする者を含む、電気通信事業者である者を除く。第二十九条第二項において同じ。)」を削る。

第二十七条の次に次の二条を加える。
(電気通信事業者等の禁止行為)
第二十七条の二 電気通信事業者又は媒介等業

務受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 利用者に対し、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約に関する事項であつて、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不实のことを告げる行為

二 第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘を受けた者(電気通信事業者である者を除く。)が当該契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為(利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。)

(媒介等業務受託者に対する指導)

第二十七条の三 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務の委託をした場合には、総務省令で定めるところにより、当該委託に係る媒介等業務受託者に対する指導その他の当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第二十九条第二項中「電気通信事業者等が第二十六条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「当該電気通信事業者等」を「当該各号に定める者」に改め、「又は電気通信事業者が第二十七条の規定に違反したときは当該電気通信事業者に対し」を削り、同項に次の各号を加える。

一 電気通信事業者又は媒介等業務受託者が第二十六条第一項又は第二十七条の二の規定に違反したとき 当該電気通信事業者又は媒介等業務受託者
二 電気通信事業者が第二十六条の二第一

項、第二十七条又は第二十七条の三の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

第三十条の前の見出しを「(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等)」に改め、同条第一項中「第三十四条第二項に規定する」を削り、「すべて」を「全て」に、「から第五項まで」を「第五項及び第六項」に改め、同条第五項中「第三十三条第二項に規定する」及び「総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理し」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、「第三十三条第二項に規定する」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 当該電気通信事業者が法人である場合において、その電気通信業務について、当該電気通信事業者の特定関係法人(第十二条の二第四項第一号に規定する特定関係法人をいう。次条第一項において同じ。)である電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに對し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること。

第三十一条第一項中「第三十三条第二項に規定する」を削り、「役員は」の下に「当該電気通信事業者の特定関係法人(を)を加え、(平成十七年法律第八十六号)」を削り、「に該当する電気通信事業者」を「である電気通信事業者に限る。」に改め、同条第二項中「第三十三条第二

項に規定する」を削り、同項第二号中「媒介、取次ぎ又は代理を媒介等」に改め、同条第三項中「第三十三条第二項に規定する」を削り、「前条第三項各号」を「前条第四項各号」に改め、同条第四項中「第三十三条第二項に規定する」を削り、「前条第三項各号」を「前条第四項各号」に改め、同条第三項各号」を「同条第四項各号」に改め、同条第五項、第六項各号及び第七項中「第三十三条第二項に規定する」を削る。

第三十三条第一項中「(利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。)」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項第二号中「適正な原価」の下に「適正な利潤を加えた金額」を加え、「原価」を「金額」に改め、同条第五項、第六項及び第十四項中「原価」を「金額」に改める。

第三十四条第一項中「(総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。)」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていないとき。
イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件

ロ 総務省令で定める機能(この第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額
ハ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれと他の電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項
ニ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

ホ イから二までに掲げるもののほか、第

二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

第三十四条第三項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「加えたもの」の下に「を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 接続条件が、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき。

第三十四条第三項中第五号を削り、第六号を第四号とし、同条第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一号を加える。

7 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者がその電気通信設備と第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めなければならない。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供)

第三十八条の二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省令で定める区分ごとの卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該業務を廃止したときも、同様とする。

第三十九条中「前条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第三十九条の次に次の二条を加える。

(第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関する情報の公表)

第三十九条の二 総務大臣は、その保有する第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関する次に掲げる情報を整理し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一 第三十三条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による認可に関して作成し、又は取得した情報

二 第三十四条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による届出に関して作成し、又は取得した情報

三 第三十八条の二の規定による届出に関して作成し、又は取得した情報

四 その他総務省令で定める情報

(特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者の提供義務等)

第三十九条の三 特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における特定ドメイン名電気通信役務の提供を拒んではならない。

2 総務大臣は、特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

3 特定ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第四十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「電気通信設備の維持」を付し、同条

第一項中「電気通信設備」の下に「専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供するもの及び」を加え、同条第二項中「規定する電気通信設備」の下に「及び専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備」を加え、同条第三項中「基礎的電気通信役務以外の電気通信役務を」を「電気通信役務(基礎的電気通信役務及びドメイン名電気通信役務を除く。)」に改める。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 ドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業者は、そのドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を当該電気通信設備の管理に関する国際的な標準に適合するように維持しなければならない。

第四十二条第一項及び第二項中「前条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「第四十一条第一項」に、「前条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条第五項中「前条第三項」を「第四十一条第三項」に、「前条第一項」を「第四十一条第一項」に、「前条第四項」を「第四十一条第四項」に改め、同条第六項中「前条第三項」を「第四十一条第三項」に、「前条第四項」を「第四十一条第四項」に改める。

第四十四条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第四十一条の二に改め、同条第四項中「同条第三項」を「第四十一条第三項」に改める。

第四十九条第四項中「第七十四条第一項」を「第七十四条第一項第四号」に改める。

第五十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、ドメイン名(第六百六十四条第二項第二号に規定するドメイン名をいう。)、アイ・ピー・アドレス(同項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。その他の総務省令で定める電気通信番号については、この限りでない。

第四百四条第五項及び第八項並びに第四百六条第二項中「は、」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削る。

第四百八条第二号中「第二百二十五条第一号」を「第二百二十五条第二号」に改める。

第二百二十五条第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前次の一を号を加える。

一 第十二条の二第一項の規定により登録がその効力を失ったとき。

第六百六十条第二号中「第三十条第四項」を「第三十条第五項」に改め、「同条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第三十条第三項各号」を「第三十条第四項各号」に改め、「勧告」の下に「第三十九条の三第二項の規定による業務の改善命令」を加える。

第六百六十一条第一項中「第三十条第四項」を「第三十条第五項」に改め、「含む。」の下に「第三十九条の三第二項」を加える。

第六百六十三条第一項中「の登録」の下に「(第十二条の二第一項の登録の更新)」を、「変更登録」の下に「を含む。」を加え、「除く。次項」を除く。同項に改める。

第六百六十四条第一項第三号中「の電気通信役務」の下に「(ドメイン名電気通信役務を除く。)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「者について」の下に「それぞれ」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ドメイン名電気通信役務 入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務のうち、確実かつ安定的な提供を確保する必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。

二 ドメイン名 インターネットにおいて電

気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために用いる電気通信番号のうち、アイ・ピー・アドレスに代わつて用いられるものとして総務省令で定めるものをいう。

三 アイ・ピー・アドレス インターネットにおいて電気通信事業者が受信の場所にある電気通信設備を識別するために用いる電気通信番号のうち、当該電気通信設備に固有のものとして総務省令で定めるものをいう。

第六十五条第二項ただし書中「第三十七条の下に」第三十八条の二、第三十九条の三を加える。

第六十六条第一項中「電気通信事業者等」を「電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者」に、「電気通信事業者の」を「電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の」に改め、「電気通信設備」の下に「電気通信事業者の事業場に立ち入る場合に限る。」を加える。

第六十六条八条中「電気通信事業者の電気通信業務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業として行う者」を「媒介等業務受託者」に改める。

第六十九条第二号中「第二十一条第一項」を「第十二条の二第四項第二号口若しくは二の規定による電気通信設備の指定、第二十一条第一項に、「第三十条第一項」を「第二十六条第一項各号の規定による電気通信業務の指定、第三十条第一項若しくは第三項第二号」に改め、同条第四号中「第九条ただし書」の下に、「第十二条の二第四項第二号口若しくは二を加え、」第二十六條を「第二十四条第一号八、第二十六條の三第一項若しくは第三項ただし書、第二十七條の二第二号に、「若しくは第五項」を「若しくは第六項」に改め、「第三十四条第一項」の下に、「第三項第一号イ、口若しくはホ若しくは第二号」

を、「第三十六条第一項若しくは第二項の下に」第三十八条の二、第三十九条の三第三項を加え、「第八八条第一項第一号から第三号まで」を「第八八条第一項各号」に、「まで又は」を「まで」に改め、「第一百十條第一項若しくは第二項」の下に「又は第六十四條第二項第一号」を加える。

第七十二条第一項中「電気通信事業者等」を「電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者」に改める。

第七十四條第一項を次のように改める。
次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
一 第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする者
二 電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験を受けようとする者
三 第六十八條の三第一項の規定による登録又は第六十八條の六第一項の規定による変更登録を受けようとする者
四 第八十五條の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする者
五 第八十八條第一項の規定による登録の更新を受けようとする者
六 第二百二條第一項（第二百三條において準用する場合を含む。）の規定による技術基準適合認定又は設計認証を求める者
七 電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証の交付又は再交付を受けようとする者

第七十九條第一項中「第六十四條第二項」を「第六十四條第三項」に改める。
第八十六條第三号中「第三十條第四項」を「第三十條第五項」に改め、「第三十九條において準用する場合を含む。」の下に、「第三十九條の三第二項」を加える。
第八十八條第一号中「若しくは第二項の下に」第三十八條の二を加え、同条中第十六号

を第十七号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十六條の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第九十一条第二号中「第三十條第五項」を「第三十條第六項」に、「又は第三十四條第六項」を「第三十四條第六項又は第三十九條の三第三項」に改める。

（電波法の一部改正）
第二条 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。
第四条に次の二項を加える。

2 本邦に入国する者が、自ら持ち込む無線設備（次章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合しているものに限る。）を使用して無線局（前項第三号の総務省令で定める無線局のうち、用途及び周波数を勘案して総務省令で定めるものに限る。）を開設しようとするときは、当該無線設備は、適合表示無線設備でない場合であつても、同号の規定の適用については、当該者の入国の日から同日以後九十日を超えない範囲内で総務省令で定める期間を経過する日までの間に限り、適合表示無線設備とみなす。この場合において、当該無線設備については、同章の規定は、適用しない。

3 前項の規定による技術基準の指定は、告示をもつて行なわれなければならない。
第四条の二中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改める。
第五条第三項第三号中「第二十七條の十五第一項」の下に「（第一号を除く。）を、「第三号」の下に「及び第四号」を加える。
第六条第一項第七号中「第二十七條の十三第二項第七号」を「第二十七條の十三第二項第八号」に改める。

第二十七條の十二第二項第五号中「次条第二項第九号」を「次条第二項第十号」に改める。

第二十七條の十三第一項中「第七号」を「第八号」に改め、同条第二項中「事項」の下に「電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあつては第七号に掲げる事項、」を加え、「第七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第九条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号（同法第十二条の二第一項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号）、同法第九条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項

第二十七條の十三第四項中「各号」の下に「電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあつては、第四号を除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

四 その開設計画に係る特定基地局を開設しようとする者が電気通信事業法第九条の登録を受けていること又は受ける見込みが十分であること。
第二十七條の十五第一項中「移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五條第一項各号」を「認定開設者が次の各号」に改め、「に至つた」を削り、同項に次の各号を加える。

一 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が電気通信事業法第十四條第一項の規定により同法第九条の登録を取り消されたとき。

二 移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
第二十七条の十五第二項に次の一号を加える。

四 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者が次のいずれかに該当するとき。
イ 電気通信事業法第十二条第一項の規定により同法第九条の登録を拒否されたとき。

ロ 電気通信事業法第十二条の二第一項の規定により同法第九条の登録がその効力を失つたとき。
ハ 電気通信事業法第十三条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により同法第十三条第一項の変更登録を拒否されたとき(当該変更登録が認定計画に係る特定基地局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。)

ニ 電気通信事業法第十八条第一項又は第二項の規定によりその電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があつたとき。
第二十七条の十五第三項中「第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第三十八条の二の二第二項第一号中「第四号第二号」を「第四号第一項第二号」に改める。
第五十九条中「第百六十四条第二項」を「第百六十四条第三項」に改める。
第七十六条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 総務大臣は、前三項の規定によるほか、電気通信業務を行うことを目的とする無線局の免許人等が次の各号のいずれかに該当すると

きは、その免許等を取り消すことができる。

一 電気通信事業法第十二条第一項の規定により同法第九条の登録を拒否されたとき。

二 電気通信事業法第十三条第三項において準用する同法第十二条第一項の規定により同法第十三条第一項の変更登録を拒否されたとき(当該変更登録が無線局に関する事項の変更に係るものである場合に限る。)

三 電気通信事業法第十五条の規定により同法第九条の登録を抹消されたとき。
第八十二条第一項中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、「要しない無線局」の下に、「同条第二項(適合表示無線設備とみなす条件)」を加え、同項第三号中「若しくは第七項」を「第七項若しくは第八項」に改め、同項第四号中「第四条」を「第四条第一項」に改める。
第二百二条の十一第三項中「第二項」を「第二項」に改め、「勧告」の下に「又は前項の規定による命令を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 総務大臣は、第二項の規定による勧告を受けた製造業者、輸入業者又は販売業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかつた場合において、混信その他の妨害を与えられた無線局が重要無線通信を行う無線局であるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、その勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第二百二条の十一第一項中「同一の設計」の下に「又は当該設計と類似の設計であつて当該技術基準に適合しないもの」を加え、「販売されてお

り、これを放置しては」を「販売されることにより」に改め、「製造業者」の下に「輸入業者」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者は、無線通信の秩序の維持に資するため、第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を製造し、輸入し、又は販売することのないように努めなければならない。
第二百二条の十二中「製造業者」の下に「輸入業者」を加える。

第二百二条の十三第一項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。
第二百二条の十二第二項中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第二百二条の五第一項中「の無線局」の下に「当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用し

て開設する無線局を含む。」を加え、同条第四項中「第六章の規定」の下に「当該無線局が当該許可に係る外国の無線局の無線設備を使用して開設する無線局である場合にあつては、これらの規定のほか、第二十六条の二、第二十七条の七、第二百二条の二及び第二百二条の三の規定」を加える。
第二百二条第一号及び第二号中「第四条」を「第四条第一項」に改める。
第二百二条第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 第二百二条の十一第四項の規定による命令に違反した者
(放送法の一部改正)

第三条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。
第五十条中「及び」の下に「有料放送事業者から」を加え、「を業として行う者(以下「有料放送事業者等」という。))」を「(以下「媒介等」と

いう。の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。))は、国内受信者(に改め、「する者」の下に「を含む。以下この条、第百五十一条、第百五十一条の二及び第百五十六条第四項において同じ。))」を加え、「媒介、取次ぎ若しくは代理」を「媒介等」に改め、同条に次のただし書を加える。
ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について国内受信者に説明しなくても国内受信者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。
第百五十条の次に次の二条を加える。

(書面の交付)
第百五十条の二 有料放送事業者は、有料放送の役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、書面を作成し、これを国内受信者に交付しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を国内受信者に交付しなくても国内受信者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 有料放送事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、国内受信者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該有料放送事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

3 前項に規定する方法(総務省令で定める方法を除く。)により第一項の規定による書面の

交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、国内受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該国内受信者に到達したものとみなす。

(書面による解除)

第百五十条の三 有料放送事業者と次に掲げる有料放送の役務の提供に関する契約を締結した国内受信者は、総務省令で定める場合を除き、前条第一項の書面を受領した日(当該有料放送の役務(第一号に掲げる有料放送の役務に限る。)の提供が開始された日が当該受領した日より遅いときは、当該開始された日)から起算して八日を経過するまでの間(国内受信者が、有料放送事業者又は媒介等業務受託者が第百五十一条の二第一号の規定に違反してこの項の規定による当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによつて当該期間を経過するまでの間にこの項の規定による当該契約の解除を行わなかつた場合には、当該国内受信者が、当該有料放送事業者が総務省令で定めるところによりこの項の規定による当該契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過するまでの間)、書面により当該契約の解除を行うことができる。

一 移動受信信用地上基幹放送を契約の対象とする有料放送の役務であつて、料金その他の提供条件及び利用状況を勘案して国内受信者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの
二 移動受信信用地上基幹放送を契約の対象とする有料放送の役務以外の有料放送の役務であつて、料金その他の提供条件及び利用状況を勘案して国内受信者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣

が指定するもの

2 前項各号の規定による指定は、告示によつて行う。

3 第一項の規定による有料放送の役務の提供に関する契約の解除は、当該契約の解除を行う旨の書面を發した時に、その効力を生ずる。

4 有料放送事業者は、第一項の規定による有料放送の役務の提供に関する契約の解除があつた場合には、国内受信者に対し、当該契約の解除に伴い損害賠償若しくは違約金を請求し、又はその他の金銭等(金銭その他の財産をいう。次項において同じ。)の支払若しくは交付を請求することができる。ただし、当該契約の解除までの期間において提供を受けた有料放送の役務に対して国内受信者が支払うべき金額その他の当該契約に関して国内受信者が支払うべき金額として総務省令で定める額については、この限りでない。

5 有料放送事業者は、第一項の規定による有料放送の役務の提供に関する契約の解除があつた場合において、当該契約に関連して金銭等を受領しているときは、国内受信者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、当該契約に関連して受領した金銭等のうち前項ただし書の総務省令で定める額については、この限りでない。

6 第一項及び前三項の規定に反する特約で国内受信者に不利なものは、無効とする。

第百五十一条中「次条第二項」を「第百五十二条第二項」に改め、「(有料放送の役務の提供を受けようとする者を含む。第百五十六条第四項において同じ。)」を削る。

第百五十一条の次に次の二条を加える。

(有料放送事業者等の禁止行為)

第百五十一条の二 有料放送事業者又は媒介等業務受託者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 国内受信者に対し、有料放送の役務の提供に関する契約に関する事項であつて、国内受信者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

二 有料放送の役務の提供に関する契約の締結の勧誘を受けた者が当該契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為(国内受信者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとして総務省令で定めるものを除く。)

(媒介等業務受託者に対する指導)

第百五十一条の三 有料放送事業者は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務の委託をした場合には、総務省令で定めるところにより、当該委託に係る媒介等業務受託者に対する指導その他の当該委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第百五十二条第一項中「媒介、取次ぎ又は代理」を「媒介等」に改める。

第百五十六条第三項を次のように改める。

3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 有料放送事業者又は媒介等業務受託者が第百五十条又は第百五十一条の二の規定に違反したとき 当該有料放送事業者又は媒介等業務受託者

二 有料放送事業者又は有料放送管理事業者が第百五十一条の規定に違反したとき 当該有料放送事業者又は有料放送管理事業者
三 有料放送事業者が第百五十条の二第一項又は第百五十一条の三の規定に違反したとき

き 当該有料放送事業者

第百七十五条中「基幹放送局提供事業者」の下に「媒介等業務受託者」を加える。

第百七十七条第一項第一号中「変更又は」を「変更」に改め、「の指定の下に」又は第百五十条の三第一項各号の規定による有料放送の役務の指定を加え、同項第五号中「第百十三条第一項若しくは第二項」を「第百十三条」に改め、「説明」の下に「第百五十条の二第二項書面の交付」、第百五十条の三第一項若しくは第四項ただし書(書面による解除、第百五十一条の二第二号(有料放送事業者等の禁止行為))を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前において、第一号に掲げる事項については第一条の規定による改正前の電気通信事業法(以下「旧電気通信事業法」という。)第百六十九条の政令で定める審議会等に、第二号及び第三号に掲げる事項については電波監理審議会に、それぞれ諮問することができる。

一 第一条の規定による改正後の電気通信事業法(以下「新電気通信事業法」という。)第十二条の二第四項第二号口若しくは二の規定による電気通信設備の指定、新電気通信事業法第二十六条第一項各号の規定による電気通信役務の指定、新電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定による電気通信事業者の指定又は新電気通信事業法第十二条の二第四項第二号口若しくは二、第二十四条第一号八、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二

十六条の第三項若しくは第三項ただし書、第二十七条の第二号、第三十条第六項、第三十四条第三項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第三十八条の二、第三十九条の第三項、第五十条第一項ただし書若しくは第六百六十四条第二項第一号の規定による総務省令の制定又は改廃

二 第二条の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)第四条第二項の規定による総務省令の制定又は改廃

三 第三条の規定による改正後の放送法(以下「新放送法」という。)第五百十条の三第一項各号の規定による有線放送の役務の指定又は新放送法第五百十条、第五百十条の二第一項、第五百十条の三第一項若しくは第四項ただし書若しくは第五百一十一条の二第二号の規定による総務省令の制定又は改廃

(電気通信事業法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 新電気通信事業法第十二条の二第一項の規定は、施行日以後に同項各号に掲げる事由が生じた場合について適用する。

2 この法律の施行の際現にドメイン名電気通信役務(新電気通信事業法第六百六十四条第二項第一号に規定するドメイン名電気通信役務をいう。以下この条において同じ。)を提供する電気通信事業(新電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。以下この条において同じ。)を営んでいる者(旧電気通信事業法第九条の登録を受けた者に限る。)の当該電気通信事業についての新電気通信事業法第十三条第一項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「の変更について電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日から起算して一月以内とする。

3 この法律の施行の際現にドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業を営んでいる者(旧電気通信事業法第九条の登録を受けた者及

び旧電気通信事業法第十六条第一項の規定による届出をした者を除く。)の当該電気通信事業についての新電気通信事業法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「総務省令」とあるのは、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日から起算して一月以内、総務省令」とする。

4 この法律の施行の際現にドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業を営んでいる者(旧電気通信事業法第六十六条第一項の規定による届出をした者に限る。)の当該電気通信事業についての新電気通信事業法第六十六条第三項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「の変更について電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日から起算して一月以内とする。

5 新電気通信事業法第二十四条第一号ハの規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用する。

6 新電気通信事業法第二十六条の二及び第二十六条の三の規定は、施行日以後に締結される電気通信役務(新電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)の提供に関する契約について適用する。

7 この法律の施行の際現に新電気通信事業法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備又は新電気通信事業法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を用いる電気通信事業者(新電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。)の提供の業務を行っている当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(新電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。)に係る新電気通信事業法第三十八条の二の規定の適用については、同条中「は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸

電気通信役務の提供の業務を開始したときは」とあるのは「は」と、「遅滞なく、その旨」とあるのは「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行後遅滞なく、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を行っている旨」とする。

8 新電気通信事業法第三十九条の三第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る会計の公表について適用する。

9 この法律の施行の際現にドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業を営んでいる者(この法律の施行の際現に旧電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を設置している者を除く。次項において同じ。)についての新電気通信事業法第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「電気通信事業の開始前」とあるのは、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日から起算して三月以内」とする。

10 この法律の施行の際現にドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業を営んでいる者が新電気通信事業法第四十四条の三第一項又は第四十五条第一項の規定により最初にすべき選任は、施行日から起算して三月以内にしなければならない。

(電波法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の電波法(以下「旧電波法」という。)第二十七条の十三第一項の規定により認定を受けている同項に規定する開設計画(電気通信業務(旧電気通信事業法第二条第六号に規定する電気通信業務をいう。)を行うことを目的とする特定基地局(旧電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局をいう。)に係るものに限る。)は、新電波法第二十七条の十三第一項の規定により認定を受けた同項に規定する開設計画

とみなす。
(放送法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 新放送法第五百十条の二及び第五百十条の三の規定は、施行日以後に締結される有線放送(新放送法第四百七条第一項に規定する有線放送をいう。)の役務の提供に関する契約について適用する。

(処分等の効力)
第六条 施行日前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第七条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)
第九条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(有線電気通信法の一部改正)
第十条 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
第九条中「第六百六十四条第二項」を「第六百六十四条第三項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第五十一号(中)又はを(更新の登録を除く。)又はに改め、同表第五十四号(中

「第四条」を「第四条第一項」に改める。
(住民基本台帳法の一部改正)

第十二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十六の項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)
第十三条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第四条」を「第四条第一項」に、「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

理 由

電気通信事業の公正な競争の促進、電気通信役務の利用者及び有料放送の役務の国内受信者の利益の保護等を図るため、電気通信事業の登録の更新に関する制度の創設、電気通信役務及び有料放送の役務の提供に関する契約の解除並びに本邦に入国する者が持ち込む無線設備を使用する無線局に係る規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、電気通信事業の公正な競争の促進、電気通信役務の利用者及び有料放送の役務の国内受信者の利益の保護等を図るため、電気通信事業の登録の更新に関する制度の創設、電気通信役務及び有料放送の役務の提供に関する契約の解除並びに本邦に入国する者が持ち込む無線設備を使用する無線局に係る規定の整備等を行うおうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 電気通信事業の登録について、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者たる法人が特定の者と合併する場合等にあつては、その更新を要することとする。第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに對して一定の行為を禁止する規定の緩和等の措置を講ずること。
- 2 総務大臣が指定する電気通信役務又は有料放送の役務の提供に関する契約を締結した利用者又は国内受信者は、書面により当該契約の解除を行うことができることとする。ほか、電気通信事業者、有料放送事業者又は媒介等業務受託者に対し、これらの役務等の契約の締結の勧誘を受けた者が当該契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為を禁止する規定等を整備すること。
- 3 入力されたドメイン名の一部又は全部に對してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有する電気通信設備を電気通信事業者の通信の用に供する電気通信役務のうち、確實かつ安定的な提供を確保する必要があるものを提供する電気通信事業を営もうとする者は、電気通信事業の届出をしなければならないこととする。また、当該電気通信設備の管理規程を定めなければならないこととする等の規定を整備すること。
- 4 本邦に入国する者が、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する無線設備を持ち込み、これを使用して無線局を開設しようとする場合には、当該無線設備を一定の期間に限り適合表示無線設備とみなすこととする等の規定を整備すること。
- 5 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画の認定において電気通信事業の登録を要件とする。また、当該登録が

取り消された場合等に当該認定を取り消す等の規定を整備すること。

6 基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対する総務大臣の勧告の要件を改めること等の規定を整備すること。

7 その他所要の規定の整備を行うこと。

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

電気通信事業の公正な競争の促進、電気通信役務の利用者及び有料放送の役務の国内受信者の利益の保護等を図るため、電気通信事業の登録の更新に関する制度の創設、電気通信役務及び有料放送の役務の提供に関する契約の解除並びに本邦に入国する者が持ち込む無線設備を使用する無線局に係る規定の整備等を行うおうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に對し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十七年四月二十三日

総務委員長 榎屋 敬悟

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

電気通信事業法等の一部を改正する法律案に對する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 改正後の電気通信事業法第三十八條の二に定めるところにより総務大臣に届け出ることとなる無線設備の届出については、公正な競争を促すことが、消費者による安定した電気通信サービスの安価な利用に資することに鑑み、公平かつ適正な提供が行われているか継続的な監視・検証を十分に行い、当該結果を踏まえ、必要に応じ関係事業者に對して適切な指導を行うこと。

二 電気通信事業法第三十條に規定する禁止行為については、公正競争に与える影響が大きいことに鑑み、当該行為が行われていないか、競争事業者等の意見も聴取した上で継続的な監視・検証を十分に行い、当該結果を踏まえ、必要に応じ関係事業者に對して適切な指導を行うこと。

三 今回の改正により導入される電気通信サービス及び有料放送サービスの初期契約解除制度等については、その内容に関するわかりやすい情報を利用者及び受信者に提供されるよう取り組み、関係事業者等にも指導するとともに、利用者及び受信者に混乱を生じさせないよう、所要の措置を行うこと。また、電気通信サービス等に対する苦情を減らすため、消費者庁等関係各省庁とも連携するとともに、必要に応じ関係事業者に對して十分な指導を行うこと。

四 我が国を訪問する外国人観光客等に好印象を持つてもらえるよう、「選べて」「使いやすく」「日本の魅力が伝わる高品質な」ICT利用環境の実現に向けて、引き続き必要な施策を講ずること。

競馬法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

平成二十七年四月十七日

衆議院議長 町村 信孝殿

参議院議長 山崎 正昭

競馬法の一部を改正する法律

競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条」を「第一条・第一条の二」に、「第二十九條の二」を「第二十九條の三」に改める。第一条に見出しとして「(競馬の施行)」を付し、同条第一項中「(行なう)」を「(行)」に改め、第一章中

同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(趣旨)

第一条 この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に關し規定するものとする。

第三条の次に次の一条を加える。

(海外競馬の競走の指定)

第三条の二 農林水産大臣は、海外競馬(海外において実施される競馬であつて、我が国と同等の水準にあると認められる競馬の監督に關する制度により公正を確保するための措置が講ぜられてゐるものをいう。以下同じ。)の競走のうち、日本中央競馬会が勝馬投票券を発売することが出来るものを指定することができる。

2 前項の規定による指定は、第十四条の規定による登録を受けた馬を出走させることができる海外競馬の競走であつて、当該登録を受けた馬を出走させた場合に馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与すると見込まれるものについて、するものとする。

第六条第一項中「日本中央競馬会は」の下に「その開催する競馬の競走及び第三条の二第一項の規定により指定された海外競馬の競走について」を加え、同条に次の二項を加える。

4 日本中央競馬会は、第一項の規定により海外競馬の競走について勝馬投票券を発売しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

5 農林水産大臣は、勝馬投票の実施体制その他の事情を勘案し、当該勝馬投票が公正かつ適正に実施されると認められる場合に限り、前項の認可をするものとする。

第十三条第一項中「競走」の下に「日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。」を加える。

第二十條の次に次の一条を加える。

(海外競馬の競走の指定)

第二十條の二 農林水産大臣は、海外競馬の競走のうち、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売することができるものを指定することができる。

2 前項の規定による指定は、第二十二條において準用する第十四條の規定による登録を受けた馬を出走させることができる海外競馬の競走であつて、当該登録を受けた馬を出走させた場合に馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与すると見込まれるものについて、するものとする。

第二十二條中「及び第二項を」と、第二項及び第四項に、「第十三條を」第六條第一項中「第三條の二第一項」とあるのは「第二十條の二第一項」と、第十三條第一項中「日本中央競馬会」とあるのは「地方競馬全国協会」と、「(日本中央競馬会)」とあるのは「(都道府県又は指定市町村)」と、同条第二項に改める。

第二十三條第一項第一号中「一回」を「売得金の額(一回の競馬に、「が別表」を又は農林水産省令で定める期間における海外競馬の競走についての勝馬投票券の売得金の額をいう。以下この項及び別表において同じ。)が同表に、「その」を「当該」に改め、同項第二号中「一回の開催による勝馬投票券の」を削り、「その額」を「当該売得金の額」に改め、同条第二項中「開催」の下に又は同項第一号に規定する期間を加える。

第二十三條の二第一項中「に規定する」を「農林水産省令で定める」に改める。

第二十三條の六第一項中の開催をしなくなる」を「を行わなくなる」に改め、同条第五項中の開催をしように」を「を行おう」に改める。

第二十三條の三十六第一項第五号中「開催」を「実施」に改める。

第二十四條中「競馬場」を「この法律で別に定めるもののほか、競馬場」に改める。

第二十五條第一項中「開催」を「実施」に改め、同条第三項中「開催されている」を「実施されている」に改める。

に改める。

第二十七條中「第一条第六項」を「第一条の二第六項」に改める。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める競馬の競走について、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 競馬に關係する政府職員 中央競馬の競走及び地方競馬の競走並びに日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

二 日本中央競馬会の役員及び職員 中央競馬の競走及び日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

三 日本中央競馬会が第二十一條の規定により委託を受けて競馬の実施に關する事務を行う場合におけるその役員及び職員であつて当該委託を受けた事務に關係するもの 当該委託に係る競馬の競走

四 都道府県、指定市町村又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四條第一項の一部事務組合若しくは広域連合(以下この号において「都道府県等」という。)の職員であつて当該都道府県等が行う競馬に關係するもの 全ての地方競馬の競走及び当該都道府県等が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

五 都道府県、市町村又は地方自治法第二百八十四條第一項の一部事務組合若しくは広域連合が第四條又は第二十一條の規定により委託を受けて競馬の実施に關する事務を行う場合におけるこれらの職員であつて当該委託を受けた事務に關係するもの 当該委託に係る競馬の競走

六 協会の役員及び職員 全ての地方競馬の競走及び都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走

の飼養を行う者を含む。以下同じ)、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 中央競馬の競走

八 地方競馬の競走に關係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 全ての地方競馬の競走

九 日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走に關係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者 当該海外競馬の競走

十 その他競馬の事務に従事する者 当該競馬の競走

第二十九條の二第一項中「中央競馬の競走」の下に「及び日本中央競馬会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走」を、「地方競馬の競走」の下に「及び当該都道府県又は当該指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走」を加え、第四章同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十九條の三 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所に委任することができる。

第三十條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第一条第六項」を「第一条の二第六項」に改め、同条第三号中「又は」を「の競走若しくは」に改め、「競走」の下に「又は日本中央競馬会、都道府県若しくは指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走」を加える。

附則第四條に見出しとして「(特別区に關する特例)」を付し、同条中「第一条第二項第二号」を「第一条の二第二項第二号」に改める。

附則第七條第二項中「開催した」を「実施した」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 目次の改正規定(「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める部分に限る。)及び第四章中第二十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条の規定 平成二十七年十月一日

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(日本中央競馬会法の一部改正)

第四条 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「施行」を「実施」に改める。

第十九条第一項中「左の二」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「開催する」を「実施する」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中、「第二十三号、第二十五号」を削る。

第二十条第一項第一号中「第十四号」の下に「第二十四号」を加える。

競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における競馬をめぐる情勢の変化に鑑み、海外において実施される特定の競馬の競走について、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村(以下「日本中央競馬会等」という。)が勝馬投票券を発売できることとする等の

措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 趣旨規定の追加

この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するものとする。

2 海外競馬の競走についての勝馬投票の実施

(一) 海外競馬の競走の指定

農林水産大臣は、海外競馬の競走のうち、日本中央競馬会等が勝馬投票券を発売することができるものを指定することができる。

(二) 海外競馬の競走についての勝馬投票券の発売

日本中央競馬会等は、海外競馬の競走について勝馬投票券を発売しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならないものとし、農林水産大臣は、勝馬投票の実施体制その他の事情を勘案し、当該勝馬投票が公正かつ適正に実施されると認められる場合に限り、この認可をするものとする。

3 農林水産大臣の権限の委任

この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任することができるものとする。

4 附則

(一) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、農林水産大臣の権限の委任及び農林水産省設置法の一部改正の規定は、平成二十七年十月一日から施行するものとする。

(二) 農林水産省設置法の一部改正

地方農政局又は北海道農政事務所の分掌

事務に中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関するものを追加するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、海外において実施される特定の競馬の競走について、日本中央競馬会等が勝馬投票券を発売できることとする等の措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十七年四月二十三日

農林水産委員長 江藤 拓

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

競馬法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

近年、競馬の国際化の進展により、国内競走馬が海外競馬の競走に出走する機会が増え、国民の関心も高まっている。このような状況に鑑み、海外競馬の競走について国内で勝馬投票券を発売できるようにするに当たっては、競馬の目的である畜産振興や地方財政等への貢献が十分に果たされることが必要となつていく。よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 海外競馬の競走のうち、日本中央競馬会又は地方競馬主催者が勝馬投票券を発売することができるものの指定に当たっては、公正性の確保に関し、競馬に関する国際協約の遵守や当該競走の近年の運営における実績等明確な基準を設けるとともに、当該国政府等への確認を行うこと。

また、指定した海外競馬の競走について、常時、当該国の競馬規制当局等との情報交換を行

い、連携を密にするよう努めるとともに、その公正性に疑義が生じたときは、速やかに指定基準に照らしてその取消を検討すること。

二 海外競馬の競走について勝馬投票券の発売の申請を認可するに当たっては、出走する競走馬に關しての十分な情報提供が国内で提供されるものに限ること。

三 強い競走馬づくりを推進するため、優良品種の生産に取り組む軽種馬生産農家への支援を充実させるとともに、競走馬の生産・育成において高度な専門技術を持つ人材の育成等を支援すること。

四 地方競馬主催者の事業収支の改善を図るため、地方競馬主催者相互の連携及び日本中央競馬会との連携が一層推進されるよう指導するとともに、地方競馬の適切な施設整備等が講じられるよう指導すること。

五 勝馬投票券の発売対象に海外競馬の競走を追加することについて国民の理解を得られるよう、法の趣旨に基づき、競馬による畜産及び社会福祉事業の振興等への寄与について具体的な実績を明らかにするとともに、新たな制度の趣旨と仕組みについて周知徹底を図ること。

右決議する。

発行所 千一〇五一八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本号一部 一八円
本体 一一〇円

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可